

「公的統計市場に関する年次レポート 2023」

～公的統計の未来を切り拓く新たな連携に向けて～

2024年5月

 一般社団法人 日本マーケティングリサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

2008年4月にJ M R A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会が設立され、本委員会の活動も15年目となった。本年度も公的統計調査業務の担い手としての民間調査会社の体制・基盤整備や、関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を広く伝えることに努め、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に進められることを目指して活動した。本活動により関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との信頼関係の構築し公的統計調査業務における官学民の連携や友好関係の醸成を目指した。

専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行うために市場動向分析、ガイドライン推進、事業推進の各小委員会を設置した。市場動向分析小員会は、府省における民間事業者を活用した案件の落札情報、「調査インフラ等に関する実態調査」結果についての検討することで、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することを目指して活動を実施した。ガイドライン推進小委員会では、受託事業者視点による統計調査仕様書・要領の確認、評価、評価会員社の統計調査市場参入に向けた情報提供と相談窓口の設置を検討課題として、民間企業の府省委託業務への参入意欲を高めるため、参入障壁となっている課題の解消に向けた活動を実施した。事業推進小委員会では、当委員会の事業計画の立案、全体会、小委員会活動の進捗管理を行うとともに、府省から寄せられた業務仕様の相談、オンライン化促進の取組に関する評価等、統計精度の向上及び統計の利活用推進に繋がる提案又は支援を実施した。

国はおおむね5年ごとに、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「公的統計の整備に関する基本的な計画」を策定している。令和5年度(2023年度)を始期とする新たな基本計画が令和5年3月28日閣議決定され、第IV期基本計画の概要と基本計画内で述べられている民間事業者との協働、民間事業者への期待がまとめられている。第IV期基本計画における民間事業者への要請は「調査実施者(府省、地方公共団体・調査員等)、調査報告者負担の軽減」「調査実施プロセス、品質に関する専門的見地からの助言・サポート」「ビッグデータの活用」に集約される。当委員会はこれらの要請に応え、第IV期基本計画で掲げられている公的統計が国民の合理的な意思決定を支える情報基盤としての利用を促進する社会を実現し、調査実務の専門機関として、産官学の各プレイヤー間の媒介役として官学民の連携強化に貢献していく所存である。

本年度も関係各府省や有識者の方々に講演を依頼し、意見交換を行うとともに、各府省等の要請により委員会等の会議に出席し、民間事業者の立場から意見表明を行った。これは、本委員会の活動が公的統計に関係する諸機関に認知・評価された結果といえ、このような評価を得るに至った活動を支えていただいた関係各府省・諸団体および有識者の方々に、深甚なる謝意を表するとともに、次年度以降のご指導・ご協力を賜るようお願い申し上げます。

2024年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 中山 厚穂

目 次

(頁)

はじめに	
第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯と目的及び沿革	3
1.1.1 委員会設立の経緯	3
1.1.2 委員会設立の目的	3
1.1.3 委員会の沿革	3
1.2 委員会の運営体制及び委員構成	4
1.2.1 委員会の運営体制	4
1.2.2 参加企業及び委員	5
第2章 委員会の活動報告(全体)	9
2.1 府省との意見交換	9
2.1.1 関係各府省等への表敬訪問	9
2.2 主催講演の企画・開催	10
2.3 関係委員会の傍聴	12
第3章 委員会の活動	17
3.1 市場動向分析小委員会	17
3.1.1 市場動向分析小委員会の活動	17
3.1.2 検討結果の要約	18
3.2 ガイドライン推進小委員会	27
3.2.1 ガイドライン推進小委員会の活動	27
3.2.2 入札案件の仕様書評価の要約	27
3.2.3 3案件の仕様書評価結果	38
第4章 公的統計調査の民間委託	51
4.1 府省における民間活用の状況	51
4.1.1 公的統計調査における府省別の契約状況	51
4.1.2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況	53
4.1.3 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況	53
4.2 JMRA会員社における資格保有の状況	54
4.2.1 民間調査会社のISO20252の認証取得状況	54
4.2.2 JMRA会員社における社員の資格保有状況	54
4.3 ビッグデータ等の公的統計の活用について	56
4.3.1 各府省の取り組み	56
4.3.2 今後公的統計に応用が期待されるデータ	59
4.3.3 今後の課題	61
4.3.4 当委員会の取り組み方針	61

<資料編>

資料 1	「調査インフラ等に関する実態調査」報告書	(1)
資料 2	主催講演	(37)

第 1 章 公的統計基盤整備委員会の概要

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1.1 委員会設立の経緯と目的及び沿革

1.1.1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に新たに統計委員会が発足し、日本の公的統計の計画的、体系的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を『公的統計の整備に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という)』として策定し、2009年3月に閣議決定となった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必要があると指摘しており、こうした期待と要請に応じていくため、JMR Aでは幅広く他の業種・業態の企業、団体に参加を呼びかけて、2008年4月にJMR A内の委員会組織として公的統計基盤整備委員会(以下、「当委員会」という)を設立した。

1.1.2 委員会設立の目的

当委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間調査会社としての体制・基盤整備に取り組むとともに、行政府省をはじめとする関係機関や学識者に民間調査会社の実態と意向を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下、公的統計調査業務における民間調査会社の活用が円滑に推進されることを目指す。

また、JMR Aとしては委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署をはじめとする官界や学識者との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して「官・学・民」の連携や友好関係がより一層深まることを目指す。

1.1.3 委員会の沿革

2008年4月に委員会組織として発足し今年度で15年目を迎えるにいたった。この間の活動については次のとおりである。

西暦年	主な活動
2008年	委員会発足 初代委員長に島崎哲彦氏(東洋大学教授)就任
2009年	・年次レポート「公的統計市場に関する年次レポート2008」発行(以後、本号(2023年)まで16年毎年発行) ・JMR A会員社向け調査(現「調査インフラ等に関する実態調査」)開始 ・社員・調査員の能力・技術研修検討小委員会(現市場動向分析小委員会)民間版ガイドライン検討小委員会(現ガイドライン推進小委員会)発足
2010年	・日本品質管理学会の「統計・データの質マネジメント研究会」への委員参加 ・日本統計学会の「統計検定検討委員会」への参加
2011年	資格制度検討小委員会発足(～2017年度)

2014年	・中山厚穂氏(東京都立大学教授)委員長就任 ・統計検定受験対策講座の企画・開催(～2019年度)
2015年	統計の品質保証及び民間事業者の活用に関するWGに参画(プロセス保証の導入、JVでの入札参加を提言)(～2016年度)
2017年	10年間の活動総括となる「公的統計市場に関する年次レポート2017」発行(府省への契約・調達に関する提言)
2018年	厚生労働省「裁量労働実態調査に関する専門家検討会」に参加(民間のノウハウ、ISO20252に基づく運用の提案)
2019年	統計の信頼回復に向けた支援の表明
2020年	府省とのパートナーシップを強化するための提言(民間事業者の参入意向を高める取り組み等)
2022年	大内賞受賞

1.2 委員会の運営体制及び委員構成

1.2.1 委員会の運営体制

当委員会は2023年6月から2024年5月を2023年度の活動期間とし、月例にて全体会議及び小委員会を計10回(2023年6・8月は定例の休会)、幹事会を計11回(2023年8月は定例の休会)開催した。なお各会議は同日に開催し、「幹事会」「全体会議」「小委員会」の順に行った。

幹事会は第1回目の会議で1年間の活動方針や具体的な取り組み内容を検討し、第2回以降の会議で各委員の活動状況や課題の報告、課題解決に向けた検討の場とした。全体会議は府省とのコンタクト状況、各小委員会の活動状況、関連団体及び学会の動向等について担当委員による報告の場とし、全委員でその報告内容を共有した。また幹事会で検討した事案についての承認は、全体会議で行った。小委員会は「市場動向分析」「ガイドライン推進」「事業推進」の3つの小委員会を設置した。

(1) 全体会議

全体会議は全委員が参加する会議とし、2023年7月より月例で開催した。全体会議では各月の活動状況の報告と幹事会で検討された事案についての承認を行った。

(2) 幹事会

幹事会は委員の中から選出した以下のメンバーが参加し、2023年6月より月例で開催した。幹事会では当委員会の1年間の活動方針や具体的な取り組み内容の検討、各月の活動報告と活動上の課題解消についての検討を行った。

担当理事	齋藤 禎彦	(株)サーベイリサーチセンター
委員長	中山 厚穂	東京都立大学経済経営学部
代表幹事	里村 雅幸	(株)アスマーク
代表幹事	鋤柄 卓也	(株)インテージリサーチ

代表幹事	小島 知香子 (株)日経リサーチ
幹事	高輪 哲誉 (株)サーベイリサーチセンター
幹事	平栗 紀生 (一社)新情報センター
事務局	小林 恵一 J M R A

(3) 小委員会

当委員会の体制には専門的な見地から具体的な課題に対する研究や検討を行う組織として、以下の3つの小委員会を設置した。

① 市場動向分析小委員会(担当代表幹事：里村委員、リーダー：高輪委員)

J M R A 会員社に向けた「調査インフラ等に関する実態調査」の企画・実施及び 2023 年度民間調査会社を活用した統計調査一覧の作成を行った。また、J M R A 会員社に向けた「主催講演」の企画及び開催を行った。

② ガイドライン推進小委員会(担当代表幹事：小島委員、リーダー：平栗委員)

2022 年度に一般競争入札に付された統計調査から任意に選んだ事業の入札説明書及び仕様書について、2022 年 3 月に改正された「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」等の反映状況を確認、評価し、受託事業者としての民間調査会社の視点から課題の整理・検討を行った。また、会員社の公的統計調査事業への参入を支援するための情報提供活動を継続した。

③ 事業推進小委員会(担当代表幹事兼リーダー：鋤柄委員)

当委員会の事業計画の立案に加えて中長期事業計画と本年度事業の整合性を確認する等、全体会、小委員会活動の進捗管理をおこなった。また府省から寄せられた業務仕様の相談、オンライン化促進の取組に関する評価等、統計精度の向上及び統計の利活用推進に繋がる提案又は支援を実施した。

1.2.2 参加企業及び委員

当委員会は 11 社 1 大学 2 個人会員で構成し、委員 17 名と事務局員 1 名で運営した。

(株)アスマーク	里村 雅幸
イブソス(株)	佐藤 秀典
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
(株)インテージリサーチ	芹澤 将樹
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)サーベイリサーチセンター	齋藤 禎彦
(株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)新情報センター	平栗 紀生

(一社)中央調査社
東京都立大学経済経営学部
(株)日経リサーチ
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ
(株)マーケティング・リサーチ・サービス
(一社)輿論科学協会
個人会員
個人会員
J M R A

山田 裕介
中山 厚穂
小島 知香子
桂 健士郎
佐藤 敬大
鈴木 傑
中路 達也
飯田 房男
小林 恵一

第 2 章 委員会の活動報告(全体)

第2章 委員会の活動報告(全体)

2.1 府省との意見交換

2.1.1 関係各府省等への表敬訪問

当委員会の活動の一環として、委員会の年間活動を取りまとめた報告書(公的統計市場に関する年次レポート 2022)を総務省政策統括官(統計制度担当)並びに統計局長、各府省統計主管部署及び関係機関に持参又は郵送し意見交換を行った。意見交換では、当委員会の活動内容に加え、2023年3月に閣議決定された「第Ⅳ期公的統計基本計画」、調達の課題(仕様書上の曖昧な表現、技術点をより重視した入札方法、一社応札など)について議論した。また今年度より、当委員会の主催講演会に登壇していただいた都道府県の統計・データ部門(和歌山県、長崎県)ともオンラインで意見交換を行った。

表 2-1-1 コントラクト先一覧

府省他	コンタクト先(一部は年次レポートの郵送のみ)
総務省	政策統括官(統計制度担当)
	政策統括官(統計制度担当)付 統計企画管理官室
	統計局長
	統計局 統計調査部 調査企画課
	統計局 統計調査部 経済統計課
	統計局 統計調査部 消費統計課
	統計局 事業所情報管理課
	公共サービス改革室 官民競争入札等監理委員会事務局
	統計委員会担当室
内閣府	大臣官房企画調整課
	大臣官房政府広報室
経済産業省	大臣官房 調査統計グループ 総合調整室
	大臣官房 調査統計グループ 統計企画室
	大臣官房 調査統計グループ 統計情報システム室
	大臣官房 調査統計グループ データマネジメント推進室
	大臣官房 調査統計グループ 業務管理室
	大臣官房 調査統計グループ 経済解析室
	大臣官房 調査統計グループ 構造・企業統計室
	大臣官房 調査統計グループ 鉱工業動態統計室
	大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室
農林水産省	大臣官房統計部 統計企画管理官
	大臣官房統計部 生産流通消費統計課 消費統計室
厚生労働省	政策統括官(統計・情報政策担当)付 参事官(企画調整担当)付 統計企画調整室
統計センター	統計編成部
統計数理研究所	椿広計所長
地方自治体	和歌山県データ利活用推進センター
	長崎県企画部デジタル戦略課

2.2 主催講演の企画・開催

2023年度の主催講演は、昨年度に引き続きオンライン方式により4回実施した。テーマへの関心の高さもあり第1回目の参加者が38名(うち23名が当委員会以外)、第2回目が35名(うち25名が当委員会以外)、第3回目が74名(うち60名が当委員会以外)、第4回目が92名(うち77名が当委員会以外)と多数の方に参加いただいた。

第1回目の講演は、2023年11月10日、大村市企画政策部長山中さと子氏により「大村市しあわせ循環コミュニティ事業」～大村市におけるデジタルを活用したまちづくり～と題し、地域のつながりの希薄化という街の課題解決に向け、デジタルの力を活用した市民参加型の「しあわせ循環コミュニティ事業」について、地方自治体のデジタル・データ活用の観点からご講演をいただいた。

2回目は2023年12月8日に、総務省政策統括官(統計制度担当)付統計品質管理推進室参事官辻寛起氏により「公的統計の品質確保・向上の取組状況と方向性」と題し、公的統計の総合的品質管理の推進に関する取組、公的統計のPDCAサイクル確立に向けた取組の要(かなめ)となる「点検・評価」(自己点検)や「統計作成プロセス診断」を中心に、これまでの経緯や現在の取組状況、今後の方向性などについてご講演いただいた。

3回目は2024年3月8日に、立正大学データサイエンス学部教授高部勲氏により「調査における「欠損値補完」について」と題し、「欠損値補完」の基本的な理論に加え、国内外の文献の紹介、総務省職員としてのご自身の公的統計に関する実務経験も踏まえた実務に使える理論、事例などをご講演いただいた。

4回目は2024年4月5日に、独立行政法人統計センター 理事長佐伯修司氏および同統計編成部企業調査支援課課長星野健氏により「公的統計における企業調査支援(オンライン回答サポート)の取組みについて」と題し、2019年経済構造実態調査から実施している、上場企業などを対象とした企業調査支援事業(政府統計に関するオンライン回答サポート)について、計画時の方針から現在の実施実態、また今後の取り組みなどについてご講演いただいた。

いずれの講演も、広く多くの方に取り組みを知っていただきたいという講演の目的・趣旨をご登壇者にもご理解、ご賛同をいただき、中央府省、他の地方自治体や会員社以外の民間企業等当委員会以外の方にも広く参加を募り実施した。各府省統計作成部局の幹部職員をはじめ多数の参加者にご参加いただいた。統計行政、公共領域におけるデータ利活用、官民交流の促進の必要性や、地方行政におけるデータ利活用の状況を知る貴重な機会となった。

表 2-2-1 当委員会主催講演会

時期	委員会	講演タイトル	所属	講師	参加者数
2023年 11月10日	第4回	大村市しあわせ循環コミュニティ事業～大村市におけるデジタルを活用したまちづくり～	大村市企画政策部長	山中さと子氏	38名(うち23名が当委員会以外)
2023年 12月8日	第5回	公的統計の品質確保・向上の取組状況と方向性	総務省政策統括官(統計制度担当)付統計品質管理推進室 参事官	辻寛起氏	35名(うち25名が当委員会以外)
2024年 3月8日	第8回	調査における「欠損値補完」について	立正大学データサイエンス学部教授	高部勲氏	74名(うち60名が当委員会以外)
2024年 4月5日	第9回	公的統計における企業調査支援(オンライン回答サポート)の取組みについて	独立行政法人統計センター 理事 /同統計編成部企業調査支援課課長	佐伯修司氏/ 星野健氏	92名(うち77名が当委員会以外)

2.3 関係委員会の傍聴

委員会は対面開催とオンラインを併用して行われた。本年度は次にあげるトピックスに着目した。

- ・「第Ⅳ期基本計画」の推進に向けた具体的な取り組み
 - ・民間委託を導入するなどの変更内容の検討状況
- 傍聴、議事等を確認した委員会、案件は以下のとおりである。

表 2-3-1 関係委員会の傍聴

傍聴、議事を確認した委員会等	開催日	当委員会と関連する主な議題
第 194 回統計委員会	2023 年 6 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 171 号の答申「経済センサス - 基礎調査及び経済構造実態調査の変更について」 ・ 諮問第 173 号の答申「商業動態統計調査の変更について」 ・ 諮問第 172 号の答申「日本標準産業分類の変更について」 ・ 統計作成プロセス部会の審議状況について
第 195 回統計委員会	2023 年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年度統計法施行状況について
第 196 回統計委員会	2023 年 8 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 174 号の答申「農林業センサスの変更について ・ 第Ⅳ期基本計画のフォローアップ審議の充実に向けて
第 197 回統計委員会	2023 年 9 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計作成プロセス部会の審議状況について ・ 令和 6 年度における統計リソースの要求状況について ・ 「国土交通省統計改革プラン」の主な実施状況について
第 198 回統計委員会	2023 年 10 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 179 号「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について」
第 200 回統計委員会	2023 年 12 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 179 号の答申「「サービス産業動態統計の指定及びサービス産業動態統計調査の承認について」 ・ 諮問第 182 号「作物統計調査の変更について」
第 201 回統計委員会	2024 年 1 月 15 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 183 号「農業経営統計調査の変更について」

第 203 回統計委員会	2024 年 3 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 182 号の答申「作物統計調査の変更について」 ・ 令和 6 年度統計リソース建議に関する予算案等の状況について
第 204 回統計委員会	2024 年 4 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問第 183 号の答申「農業経営統計調査の変更について」 ・ 令和 7 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議について

第 3 章 委員会の活動

第3章 委員会の活動

3.1 市場動向分析小委員会

3.1.1 市場動向分析小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、公的統計市場における諸情報を収集・分析し、市場動向の現状や方向性の把握に資する有用な情報を内外に提供することである。

(2) 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

(イ) 府省における民間事業者を活用した案件の落札情報

(ロ) 「調査インフラ等に関する実態調査」結果

(3) 検討方法

本年度も昨年度に引き続き、上記に掲げた課題について公的統計市場における情報を収集し、分析を加えた。

府省における民間事業者を活用した案件の落札情報は、統計月報等による案件のリストアップ、各府省のホームページ、民間の入札情報データベースにおける落札情報、実施部局からのヒアリング等によって収集を行っている。収集後の情報は府省別、委託先別等の視点で分析を加えている。

J M R A 会員社を対象とした調査は、2008 年度より数え本年度で 15 回目の調査となった。「調査インフラ等に関する実態調査」と改称してからは、11 回目の調査となっている。

(4) 運営体制

当小委員会は以下のメンバーで運営した。

◎ (株)サーベイリサーチセンター	高輪 哲誉
○ (株)インテージリサーチ	芹澤 将樹
(株)アスマーク	里村 雅幸
(株)インテージリサーチ	鋤柄 卓也
エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ(株)	渡邊 智彦
(株)ビデオリサーチコミュニケーションズ	桂 健士郎
(株)マーケティング・リサーチ・サービス	佐藤 敬大

◎：リーダー ○：サブリーダー

3.1.2 検討結果の要約

(1) 公的統計の民間開放の状況

2023年度の民間事業者を活用した公的統計は88本、103億8,948万円であった。このうち、JMRA会員社における受託金額の合計は81億7,048万円であり、全体の約79%を占めている。

府省別に見ると、本数では厚生労働省の19本、次いで農林水産省の17本、国土交通省の14本の順となっている。金額では総務省の47.7億円、次いで経済産業省17.6億円、国土交通省15.5億円の順となっている。

府省によって情報の所在状況が異なり、効率的な収集活動を行いにくかったことが落札情報の収集活動における課題としてあげられる。各府省における落札情報の掲載状況は表3-1-2にまとめたとおり、掲載されている内容やホームページの構造にも差異が認められている。

表3-1-1 2023年度における民間事業者を活用した統計調査の総括表

	総計	JMRA会員社	シンクタンク	その他の民間	団体
総計	88	47	4	33	4
	10,389,483,499	8,170,483,278	543,453,900	1,613,827,566	61,718,756
内閣府	9	5	1	3	0
	341,569,800	179,126,200	132,000,000	30,443,600	0
総務省	9	9	0	0	0
	4,775,314,080	4,775,314,080	0	0	0
財務省	1	1	0	0	0
	42,075,000	42,075,000	0	0	0
文部科学省	3	0	0	3	0
	22,419,709	0	0	22,419,709	0
厚生労働省	19	7	3	9	0
	1,249,308,500	577,959,800	411,453,900	259,894,800	0
農林水産省	17	12	0	2	3
	472,964,233	417,766,233	0	13,920,500	41,277,500
経済産業省	12	8	0	3	1
	1,768,556,219	1,651,918,480	0	96,196,483	20,441,256
国土交通省	14	3	0	11	0
	1,556,334,634	377,410,000	0	1,178,924,634	0
環境省	3	1	0	2	0
	130,383,325	118,355,485	0	12,027,840	0
法務省	1	1	0	0	0
	30,558,000	30,558,000	0	0	0

注1 表3-1-3を集計、編集して作成。

注2 各欄の上段は受託本数(単位:本)、下段は受託金額(単位:千円)を表す。

注3 受託金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(2) 2023 年度公的統計の民間開放の状況

2023 年度における公的統計の民間開放の状況を把握するにあたっては、主に下記の 2 ステップで情報収集・整備を行った。

1 つ目のステップでは、民間事業者を活用している公的統計のリストアップを行った。なお、当小委員会での民間事業者の活用とは、「調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、問い合わせ対応、督促、回収、疑義照会等の連続した作業工程を含む包括的な業務の委託」と定義している。リストは主に、下記の条件に該当する案件を対象とした。その条件とは、①「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況(統計月報)」総務省政策統括官(統計基準担当)に掲載されている基幹統計及び一般統計、②昨年度の当小委員会の作成資料において調査周期が毎年となっていたもの、③前々年度以前の当小委員会の作成資料において調査周期が隔年以上のもので 2023 年度が実施年度に該当するとみられるものである。

2 つ目のステップでは委託先と契約金額の確認を行った。具体的には、各府省ホームページの調達情報・仕様書情報の閲覧、各府省の統計主管部局や会計課ないしは実施部局への電話での照会、民間企業が提供する入札情報サービス等によって確認を行った。確認内容は種別、調査名、調査手法、調査周期、根拠法、委託先、契約金額とした。

表 3-1-2 各府省のホームページにおける落札情報の掲載状況について

	トップページ URL	落札情報ページへのパス					
		1階層	2階層	3階層	4階層	5階層	6階層
内閣府	https://www.cao.go.jp/	トップページ > 情報提供	> 調達情報	> 【各種公表物】公共調達に関する公表（契約状況の公表）	競争入札を実施した契約に関する情報（物品役務等）		
総務省統計局	https://www.stat.go.jp/	トップページ > 広報・募集	調達情報	公共調達の適正化に基づく公表	該当年・月のPDFまたはエクセル選択		
総務省	http://www.soumu.go.jp/	トップページ【申請・手続】（画面上部バナー）	調達情報・電子入札	調達情報	【総務省内の調達情報提供】大臣官房会計課など各部局、施設を選択	公共調達に係る公表※大臣官房会計課の場合	該当年・月のPDFまたはエクセル選択
財務省	https://www.mof.go.jp/	トップページ > 申請・お問合せ	> 調達情報	公共調達の適正化に係る情報の公表	2. 財務省本省における公共調達の適正化に係る公表	該当年・月のエクセル選択	
厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/	トップページ【申請・募集・情報公開】（画面上部の右端） > 調達情報	公共調達の適性化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表	該当契約年度選択	厚生労働本省※本省の場合	一般会計>競争入札に係る情報の公表（物品役務等） 随意契約に係る情報の公表（物品役務等）	
農林水産省	https://www.maff.go.jp/	トップページ > 申請・お問い合わせ（中段バナー）	調達情報・公表事項	【入札情報】公共調達の適性化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく公表 > 契約に関する情報の公表	農林水産省本省における契約に係る情報の公表 > 一般会計（農林水産研修所、森林技術総合研修所、漁業調整事務所含む） ※本省の場合	一般競争入札・指名競争入札（物品役務等） 随意契約（物品役務等）	
経済産業省	https://www.meti.go.jp/	トップページ > 申請・お問い合わせ（画面上）	調達・予算執行	入札結果・契約結果	該当年の競争入札または随意契約「物品役務等」「委託契約」を選択	月ごとにシートが分かれている中から選択	
国土交通省	https://www.mlit.go.jp/	トップページ > 申請・お問合せ（上部バナー）	調達情報	【3. その他の情報公開】（8）契約に係る情報の公表	公共調達の適正化に係る情報等の公表について	組織別選択（本省>大臣官房会計課等 2段階）	該当年選択
環境省	https://www.env.go.jp/	トップページ > 申請・手続（画面上部）	調達情報	過去の契約情報	契約締結情報の公表	該当契約年選択	競争入札・随意契約選択
				適正な公共調達への取組	契約に係る情報の公表		
文部科学省	https://www.mext.go.jp/	トップページ > 会見・報道・お知らせ	調達総合案内	契約情報の公表	物品製造等 / 建設工事	【物品製造等】検索条件入力画面（契約日2018年以降）	

	落札情報の掲載特徴					
	予定価格	落札率	案件の掲載期間	案件の掲載単位	個別案件の表示形式	その他特徴
内閣府	非公表	非公表	2017/4～	1年	P D F ・ C S V 形式	
総務省統計局	あり	あり	直近1年間（ただし、直近分の公表まで3か月程度を要する）	1か月	P D F ・ エクセル形式	
総務省	あり	あり	直近1年間	1か月	P D F ・ エクセル形式	
財務省	あり	あり	2020/2～	1か月	エクセル形式	
厚生労働省	平成18～22年まではなし。平成23年以降あり。	平成18～22年まではなし。平成23年以降あり。	2006/4～	1年	P D F ・ エクセル形式	
農林水産省	一部非公表	一部非公表	2018/4～	1か月	P D F ・ エクセル形式	
経済産業省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2019/4～	1年（平成31年以降は月ごとにシート分割）	エクセル形式	
国土交通省	あり	あり	2013/4～	1年	エクセル形式	競争と随意契約→各部署ごと、でページが分かれている。
環境省	あり ※非公表の場合が多い	あり ※非公表の場合が多い	2017/4～	1年	エクセル形式	
文部科学省	一部非公表	一部非公表	2018/1～	1か月	h t m l 形式	不落随意契約の有無 成果物（報告書等） 問い合わせ先の記載あり

表 3-1-3 2023 年度民間事業者を活用した統計調査

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
総合計							10,389,483,499	
【内閣府】							341,569,800	
1	一般	消費動向調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	101,640,000 (304,920,000)	3-①
2	一般	企業行動に関するアンケート調査 経済社会総合研究所景気統計部	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	9,350,000	
3	一般	民間企業投資・除却調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民資産課	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	47,685,000	
4	一般	民間非営利団体実態調査 経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	5,269,000	
5	一般	景気ウォッチャー調査 政策統括官(経済財政分析担当)付参事官(地域担当)付	オンライン(電話自動応答システム等)・電子メール	毎月	会計	シンクタンク	132,000,000 (396,000,000)	3-①
6	一般	特定非営利活動法人に関する実態調査 政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(共助社会づくり推進担当)	郵送・オンライン	3年	会計	その他の民間	14,300,000	
7	一般	男女間における暴力に関する調査 男女共同参画局男女間暴力対策課	郵送・調査員	3年	会計	JMRA会員社	17,270,000	
8	一般	法人企業景気予測調査 経済社会総合研究所景気統計部(財務省)財務省財務総合政策研究所調査統計部景気予測調査係	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	10,874,600	
9	一般	乳幼児身体発育調査 成育局母子保健課	郵送・調査員	10年	会計	JMRA会員社	3,181,200	
【総務省】							4,775,314,080	
10	基幹	科学技術研究調査 統計局統計調査部経済統計課 科学技術研究調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	21,283,150 (85,132,600)	4-④
11	一般	サービス産業動向調査(B) 統計局統計調査部経済統計課	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	482,900,000 (965,800,000)	2-②
12	一般	家計消費状況調査(A) 統計局統計調査部消費統計課 家計収支調査企画係	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	686,000,000 (2,058,000,000)	3-②
13	一般	家計消費単身モニター調査 統計局統計調査部消費統計課 家計収支調査企画係	オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	368,500,000 (1,474,000,000)	4-②
14	一般	情報通信業基本調査(総務省実施分) 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室 統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	8,470,000	
15	一般	通信利用動向調査 情報流通行政局情報通信政策課情報通信経済室 統計企画係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	58,718,000	
16	基幹	個人企業経済調査 統計局統計調査部経済統計課 個人企業経済調査係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	109,560,000 (547,800,000)	5-②
17	基幹	2023年経済構造実態調査及び2023年経済産業省企業活動基本調査 総務省統計局統計調査部 経済統計課	郵送・オンライン	毎年 (経済センサス活動開始実施年を除く)	会計	JMRA会員社	3,034,078,549	
18	一般	令和7年国勢調査第2次試験調査 統計局統計調査部国勢統計課	郵送・オンライン	1回限り	会計	JMRA会員社	5,804,381	
【財務省】							42,075,000	
19	基幹	民間給与実態統計調査 国税庁長官官房企画課データ活用推進室調査統計係	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	42,075,000 (168,300,000)	4-②
【文部科学省】							22,419,709	
20	一般	民間企業の研究活動に関する調査 科学技術・学術政策研究所 第2研究グループ	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	8,100,976	
21	一般	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査 科学技術・学術政策局企画評価課	オンライン	5年	会計	その他の民間	7,388,733	
22	一般	日本語教育実態調査 国語課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	6,930,000	

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【厚生労働省】							1,249,308,500	
23	一般	雇用動向調査 政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	54,560,000	
24	一般	就労条件総合調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	公共	JMRA会員社	22,990,000 (68,970,000)	3-①
25	一般	社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 政策統括官付参事官付社会統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	341,847,000 (1,025,541,000)	3-③
26	一般	能力開発基本調査 人材開発統括官付人材開発政策担当参事官室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	60,500,000 (181,500,000)	3-①
27	一般	消費生活協同組合(連合会)実態調査 社会・援護局地域福祉課生協第二係	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,585,000	
28	一般	特定保険医療材料価格調査 医政局医薬産業振興・医療情報企画課材料価格係	郵送・オンライン	2年	会計	JMRA会員社	24,145,000	
29	一般	歯科技工料調査 保険局医療課	郵送・オンライン	2年	会計	その他の民間	4,125,000	
30	一般	病院報告 政策統括官付参事官付保健統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	8,140,000	
31	一般	保険医療材料等使用状況調査 保険局医療課	郵送・オンライン・FAX	2年	会計	シンクタンク	18,700,000	
32	一般	医薬品価格調査 医政局経済課薬価係	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	13,967,800	
33	一般	第13回21世紀出生児縦断調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	9,424,800	
34	基幹	介護事業実態調査 老健局老人保健課	郵送・オンライン	3年	会計	シンクタンク	282,808,900	
35	一般	第12回21世紀成年者縦断調査【平成24年成年者】及び第19回中高年者縦断調査 政策統括官付参事官付世帯統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	7,370,000	
36	一般	被保護者調査年次調査 社会・援護局保護課	オンライン	毎年	会計	その他の民間	18,700,000	
37	一般	医療機関等調査 保険局医療課保険医療企画調査室	郵送・オンライン	2年	会計	シンクタンク	109,945,000	
38	一般	最低賃金に関する基礎調査 労働基準局賃金課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	43,450,000	
39	一般	障害者雇用実態調査 職業安定局雇障害者雇用対策課雇用指導係	郵送・オンライン・調査員	5年	会計	その他の民間	55,000,000	
40	一般	賃金構造基本統計調査 政策統括官付参事官付賃金福祉統計室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	59,950,000	
41	一般	外国人雇用実態調査 職業安定局外国人雇用対策課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	111,100,000 (333,300,000)	3-①

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【農林水産省】							472,964,233	
42	一般	畜産物流通調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎年	会計	団体	3,503,500	
43	基幹	牛乳製品統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	JMRA会員社	12,100,000 (48,400,000)	4-③
44	一般	木材流通統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎月	公共	団体	4,774,000 (23,870,000)	5-⑤
45	一般	内水面漁業生産統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎年	公共	JMRA会員社	56,465,200 (282,326,000)	5-⑤
46	一般	農業物価統計調査 大臣官房統計部経営・構造統計課	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	公共	JMRA会員社	123,200,000 (616,000,000)	5-④
47	一般	6次産業化総合調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	63,338,000	
48	一般	野生鳥獣資源利用実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	その他の民間	3,531,000	
49	一般	水産物流通調査(産地水産物用途別出荷量調査及び冷蔵水産物在庫量調査) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎月	公共	JMRA会員社	18,333,333 (55,000,000)	3-③
50	一般	水産物流通調査(産地水産物流通調査及び水揚量・価格情報委) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX	毎年	公共	団体	33,000,000 (99,000,000)	3-③
51	基幹	木材統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	28,600,000 (143,000,000)	5-③
52	一般	鶏卵流通統計調査及び食鳥流通統計調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン・FAX・調査員	毎月	会計	JMRA会員社	6,556,000 (32,780,000)	5-③
53	一般	花木等生産状況調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	425,700	
54	基幹	漁業センサス 大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	郵送・オンライン・調査員	5年	会計	JMRA会員社	28,800,000	
55	一般	作物統計調査第1次試行調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送	1回限り	会計	JMRA会員社	13,200,000	
56	一般	食品循環資源の再生利用等実態調査 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン	5年	会計	その他の民間	10,389,500	
57	一般	木材流通統計調査(木材流通構造調査) 大臣官房統計部生産流通消費統計課	郵送・オンライン・調査員	5年	会計	JMRA会員社	22,748,000	
58	一般	食品流通段階別価格形成調査(青果物調査) 大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室	郵送・オンライン	5年	会計	JMRA会員社	44,000,000	
【経済産業省】							1,768,556,219	
59	一般	海外事業活動基本調査 大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室	郵送・オンライン	毎年	公共	その他の民間	65,792,483 (194,007,936)	3-②
60	一般	海外現地法人四半期調査 大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	18,095,000 (72,380,000)	4-④
61	一般	特定サービス産業動態統計調査 大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 サービス産業動態統計班	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	40,700,000 (162,800,000)	4-④
62	一般	容器包装利用・製造等実態調査 産業技術環境局資源循環経済課	郵送・オンライン・FAX	毎年	会計	JMRA会員社	46,178,000	
63	基幹	商業動態統計調査 大臣官房 調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	335,500,000 (1,006,500,000)	3-③
64	基幹	生産動態統計調査 大臣官房調査統計グループ 鉱工業動態統計室	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	429,000,000	
65	一般	製造工業生産予測調査 大臣官房調査統計グループ経済解析室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	4,004,000	
66	一般	エネルギー消費状況調査(エネルギー消費統計調査) 資源エネルギー庁長官官房 総務課 戦略企画室	郵送・オンライン	毎年	会計	JMRA会員社	455,824,798 (1,367,474,394)	3-①
67	基幹	石油製品需給動態統計調査 資源エネルギー庁資源・燃料部政策課	郵送・オンライン	毎月	会計	JMRA会員社	62,987,348 (251,949,393)	4-③
68	基幹	経済産業省特定業種石油等消費統計調査 資源エネルギー庁長官官房 総務課	郵送・オンライン	毎月	会計	団体	20,441,256	
69	一般	知的財産活動調査 特許庁総務部企画調査課知財動向班	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	26,400,000	
70	一般	中小企業実態基本調査 中小企業庁事業環境部企画課調査室	郵送	毎年	公共	JMRA会員社	263,633,333 (790,900,000)	3-②

No.	種別	公的統計調査名 (所管部課局名)	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(税込) (単位:円)	備考
【国土交通省】							1,556,334,634	
71	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	その他の民間	11,143,000	
72	一般	建設関連業等の動態調査 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室	郵送・オンライン	毎月	会計	その他の民間	3,245,000 (9,735,000)	3-②
73	基幹	自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	その他の民間	144,952,500 (579,810,000)	4-②
74	基幹	内航船舶輸送統計調査 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室	郵送・オンライン・FAX	毎月	会計	その他の民間	11,550,000	
75	一般	住宅市場動向調査 住宅局住宅政策課	調査員	毎年	会計	JMRA会員社	22,110,000	
76	一般	土地保有・動態調査 不動産・建設経済局情報活用推進課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	159,500,000	
77	一般	建設資材・労働力需要実態調査 総合政策局建設市場整備課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	6,325,000	
78	一般	国際航空旅客動態調査 航空局航空ネットワーク部空港計画課	調査員	毎年	公共	その他の民間	109,046,667 (327,140,000)	3-①
79	一般	住生活総合調査 住宅局住宅企画官付	郵送・オンライン・調査員	5年	会計	その他の民間	179,982,000	
80	基幹	法人土地・建物基本調査 不動産・建設経済局情報活用推進課	郵送・オンライン	5年	会計	その他の民間	426,712,917	
81	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 住宅局住宅経済・法制課住宅金融室	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	957,550	
82	一般	旅行・観光消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	四半期	会計	JMRA会員社	75,900,000	
83	一般	宿泊旅行統計調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	郵送・オンライン	毎月	公共	その他の民間	125,510,000	
84	一般	訪日外国人消費動向調査 観光庁観光戦略課観光統計調査室	調査員	四半期	会計	JMRA会員社	279,400,000	
【環境省】							130,383,325	
85	一般	産業廃棄物排出・処理状況調査 環境再生・資源循環局廃棄物規制課	郵送・オンライン	毎年	会計	その他の民間	2,739,000	
86	一般	環境保健サーベイランス調査(6歳児) 大臣官房環境保健部環境保健企画管理課保健業務室	郵送	毎年	会計	その他の民間	9,288,840	
87	一般	家庭部門のCO2排出実態統計調査 地球環境局総務課脱炭素社会移行推進室	郵送・オンライン・調査員	毎年	会計	JMRA会員社	118,355,485	
【法務省】							30,558,000	
88	一般	犯罪被害実態(暗数)調査(安全・安心な社会づくりのための基礎調査) 法務総合研究所研究部	郵送・オンライン・調査員	5年	会計	JMRA会員社	30,558,000	

注1 J M R Aの統計的統計基盤整備委員会調べ。情報ソースは下記のとおりである。

- (1) 総務省政策統括官(統計基準担当)「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」
- (2) 各府省ホームページにおける落札情報
- (3) 実施部局等へのヒアリング
- (4) 民間企業が提供する入札情報サービス

注2 各欄における語句等の補足及び注釈は下記のとおりである。

種別 基幹：基幹統計、一般：一般統計

根拠法 公共：公共サービス改革法、会計：会計法

委託先 1. J M R A 会員社(賛助会員社含む)、2. シンクタンク、3. その他の民間企業、4. 団体に区分。

契約金額 ()内の金額は複数年契約の総額を表す。

備考 例えば、3-③は3年契約の3年目であることを表す。

注3 複数の異なる調査を一本化して発注している場合、契約金額は一本化して表記しているが、本数としては複数の調査としてカウントをしている。

注4 複数年契約となっている公的統計の契約金額は、年度毎の金額を特定できた場合はその金額を採用し、特定できない場合は契約時の金額(総額)を契約年数で単純に除した金額を記載している。

(3) 公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務について

公的統計市場において、実査を伴う調査業務は経費率が高く、大規模業務ともなると高い業務リスクが伴う場合が多い。他方で、公的統計調査に付随して発生する実査を伴わない役務についても民間事業者を活用した事例も散見される。2019年度より、公的統計市場参入の間口を広げることに寄与することを目的に、当該事例のリストアップを試行的に行っている。具体的には、表3-1-4にあるようなコールセンター、受付・審査、データ入力、集計・分析、システム開発、調査・研究などの役務となっており、大規模な実査に対応が難しい会社でも受託可能な市場であることがわかる。

表 3-1-4 2023 年度民間事業者を活用した統計調査(実査を含まない案件)

案件名	府省	契約額(税込) (単位:円)
【コールセンター】		41,609,038
第13回21世紀出生児縦断調査等コールセンター業務	厚生労働省	1,086,800
令和5年医療施設静態調査及び令和5年患者調査照会対応業務	厚生労働省	8,798,238
「法人企業統計調査」及び「法人企業景気予測調査」の調査票提出に関する電話督促業務 一式	財務省	19,800,000
令和7年国勢調査第3次試験調査コールセンター等業務の請負	総務省	7,964,000
2023年漁業センサスコールセンター等業務	農林水産省	3,960,000
受付・審査		12,793,110
令和5年医療施設動態調査受付・審査、データ修正等一式	厚生労働省	4,844,400
令和5年度人口動態調査票受付・審査等一式	厚生労働省	7,948,710
データ入力		52,872,124
令和5年度人口動態調査データ入力一式	厚生労働省	1,553,824
賃金構造基本統計調査の調査票入力等業務	厚生労働省	9,898,900
2023(令和5)年国民生活基礎調査調査票受付・審査・データ入力業務	厚生労働省	6,545,000
令和5年受療行動調査の調査票等に係る受付・審査・データ入力業務等一式	厚生労働省	10,894,400
2023年漁業センサス調査票読み取り及びデータ作成業務	農林水産省	23,980,000
集計・分析		68,952,356
令和5年度 訪問看護療養費実態調査集計等一式	厚生労働省	8,415,000
社会保障生計調査の集計等業務	厚生労働省	19,250,000
訪日外国人消費動向調査の集計・分析に係る業務	国土交通省	26,987,356
2023年(令和5年度)特定非営利活動法人に関する実態調査及び2022年度(令和4年度)市民の社会貢献に関する実調査に関する集計作業等	財務省	14,300,000
【システム開発】		32,496,771
令和5年通信利用動向調査の実施に係る電子調査票の改修、運用等の請負	総務省	3,080,000
個人企業経済調査電子調査票改修業務の請負	総務省	1,667,500
「民間企業投資・除却調査オンライン回答システム」の支援	内閣府	2,398,000
「景気ウォッチャー調査Webシステム」の運用業務	内閣府	4,209,480
農林水産統計システムの青果物卸売市場調査集計プログラム及び畜産物流通調査集計プログラム修正業務	農林水産省	3,165,591
農林水産統計システムの6次産業化総合調査集計プログラム修正業務	農林水産省	9,790,550
農林水産統計システムの野生鳥獣資源利用実態調査集計プログラム修正業務	農林水産省	8,185,650
【調査・研究】		35,630,067
令和5年度エネルギー需給統計整備等調査事業(エネルギー消費統計調査の集計及び利用分析に係る調査研究)	経済産業省	21,780,000
消費動向調査の改善に関する調査研究(令和5年度)一式	内閣府	5,280,000
農作物価統計調査効率化のための調査研究業務	農林水産省	8,570,067
【その他】		28,617,556
令和5年度商業動態統計(T2調査)POSデータ等組替集計業務	経済産業省	22,810,700
サービス産業動向調査の母集団名簿等の補完に用いる企業データ作成の請負	総務省	3,347,256
経済構造実態調査に関するデジタル広告の掲載業務	総務省	2,459,600

3.2 ガイドライン推進小委員会

3.2.1 ガイドライン推進小委員会の活動

(1) 目的

当小委員会の目的は、民間企業の府省委託業務への参入意欲を高めるため、参入障壁となっている課題の解消に向けた活動を行なうことである。

(2) 検討課題

当委員会では、主に以下の課題について取り組んだ。

(イ) 受託事業者視点による統計調査仕様書・要領の確認、評価

本稿 3.2.2 以降に詳細を記述した。

(ロ) 評価会員社の統計調査市場参入に向けた情報提供と相談窓口の設置

協会ホームページ「官公庁入札への参加に必要な入札時に加点対象となる認定資格について」に情報を追加し、会員社に公開した。

(3) 運営体制

当委員会は、以下のメンバーで運営した。

◎(一社)新情報センター	平栗 紀生
(株)サーベイリサーチセンター	土屋 堯
(一社)中央調査社	山田 裕介
(株)日経リサーチ	小島 知香子
(一社)輿論科学協会	鈴木 傑
個人会員	飯田 房男

◎：リーダー

3.2.2 入札案件の仕様書評価の要約

(1) 評価項目の設定

評価項目は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン(令和4年3月23日改正)」に準拠して作成した。また、2022年度の仕様書評価において「実施要領における競争性改善上のチェックポイント(平成27年3月)」、「官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針(平成31年3月)」、「統計調査業務に関する民間競争入札実施要領(平成24年4月)」から項目を追加しているが、今年度もそれを踏襲した。これは、民間調査会社の公的統計参入における課題を踏まえて、ガイドラインに留まらず受託事業者として仕様書記述に期待するポイントを加えることで、より実効性のある仕様書評価とするためである。

前述の追加により、チェックリストは全127項目とした。仕様書の評価方法は、これまで当小委員会が実施してきた方法を踏襲し、各評価項目について下記の判定基準に基づき「○」「△」「×」の判定を行った。

【判定基準】

「○」:ガイドラインの求める事項が入札説明書・仕様書等に記載されている、または扱いが妥当と判断される項目。

「△」:記載はあるが不十分、要件を満たしているか判断がつかない項目。

「×」:記載されていない、または扱いが妥当ではないと判断される項目。

(2) 対象とした仕様書の概要

評価対象案件は、公的統計への新規参入のしやすさを計る観点から、受託金額やJ M R A 会員社受託有無、過去の本小委員会での取り扱い有無等を総合的に勘案し、表 3-2-1 の 3 事業を選定した。

表 3-2-1 3 入札案件の調査仕様の概要

		令和 5 年度 民間企業の研究活動 に関する調査 (文部科学省)	牛乳乳製品 統計調査業務 (令和 4~7 年度) (農林水産省)	海外事業活動 基本調査 (令和 4~6 年度) (経済産業省)
調査時期		周期：毎年 調査時期：8 月～11 月	周期：基礎調査毎年、月別調査毎月 調査時期： 基礎調査 1 月 月別調査 1～12 月	周期：毎年 調査時期：7 月～8 月
調査対象		総務省「科学技術研究調査」において、社内で研究開発活動を行っている回答した資本金 1 億円以上の民間企業	牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所	海外に現地法人を有する我が国企業
調査客対数		3,900 社程度	基礎調査：約 560 工場 月別調査：約 360 工場	本社企業：約 11,300 社 現地法人：約 34,100 社
調査系統		NISTEP—民間事業者—報告者	本省—民間事業者—報告者	本省—民間事業者—報告者
民間委託の状況	調査票等の印刷	○	○	○
	調査票等の配布・回収	○郵送配布—郵送・オンライン回収	○郵送配布—郵送・オンライン回収・聞き取り	○郵送配布—郵送・オンライン回収
	個票審査・疑義照会	○	○	○
	集計・データ入力	○	○	○
	報告書作成	○	—	○

(3) 評価結果

① 評価結果の要約

評価結果は下記一覧のとおりであった。

表 3-2-2 3 入札案件の仕様書チェック結果の要約

	令和5年度 民間企業の研究活動 に関する調査 (文部科学省)			牛乳乳製品 統計調査業務 (令和4～7年度) (農林水産省)			海外事業活動 基本調査 (令和4～6年度) (経済産業省)		
	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数	○ 件 数	△ 件 数	× 件 数
1 委託先の適切な選定(13項目)	11	0	1	9	0	3	13	0	0
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)	0	0	1	0	1	0	1	0	0
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)	0	3	1	1	3	0	3	1	0
4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保									
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(63項目)									
ア 秘密の保護の徹底	1	0	1	2	0	0	2	0	0
別紙：調査票情報等の適正な管理のため委託先 が講ずるべき措置(52項目)	5	5	41	13	4	33	14	13	24
イ 調査票情報等の適正な管理	5	1	0	5	0	1	6	0	0
ウ ア、イ以外の措置	3	0	0	1	0	2	2	0	1
(4(1)小計)	14	6	42	21	4	36	24	13	25
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)									
ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定 ① 委託業務の実施状況の確認									
【郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項】	5	0	1	4	1	1	3	1	2
【調査員調査】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指 導等を実施/イ～エ	1	2	2	5	0	0	4	0	1
(4(2)小計)	6	2	3	9	1	1	7	1	3
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)									
ア 郵送・オンライン及び調査員調査の共通事項									
【共通】	1	0	1	1	1	0	2	0	1
【企画】	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【実査準備】	1	1	0	1	1	0	2	0	0
【実査】	2	0	0	3	0	0	2	0	0
【審査】	0	3	0	1	1	0	0	1	2
【集計、分析・加工、公表・提供】	0	1	0	1	0	0	0	0	1
【その他】	0	1	0	1	0	0	0	0	1
イ 調査員調査方式による統計調査業務【実査】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4(3)小計)	4	6	1	8	3	0	6	1	5
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性につい ての項目(2項目)	0	2	0	2	0	0	2	0	0
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めて おくべき項目(4項目)	0	2	2	1	2	1	0	3	1
合計※	35	21	51	51	14	41	56	19	34

(注)○△×評価のほかに、仕様内容によりその調査は評価項目に該当しない「非該当」が生じた。

非該当件数については、次項「②チェック結果一覧」参照

② チェック結果一覧

		民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
1 委託先の適切な選定(13項目)				
1	ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の確認	○	○	○
2	イ (保有が望ましい)資格・認証等の保有状況への留意	○	○	○
a2	競争性を阻害するような特定の業者しか応札できない等の資格要件がないこと	○	○	○
a3	業務従事者に法令で義務付けられていない資格要件を求める場合、必須項目でなく加点項目であること	×	○	○
3	(遂行能力確認事項)① 実施体制	○	○	○
4	(遂行能力確認事項)② 知識・経験・能力	○	×	○
5	(遂行能力確認事項)③ セキュリティ対策	○	○	○
c2	情報セキュリティ管理に関する入札参加資格の設定が、特定の業者しか応札できない等競争性を阻害する要件になっていないこと	○	○	○
6	加点要件の考慮 (プライバシーマーク、ISO9001、ISO20252、ISMS)	○	○	○
7	原則として受託実績を問わない(総合評価方式は別)	—	—	○
a4	総合 評価 方式 業務実績が参入障壁とならないよう、必須項目でなく加点項目であること(新規参入を促すため同一、もしくは類似業務実績が過度に高く評価されない)	○	×	○
a5	類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること(業務実施にあたり有益な知見・ノウハウを有する業態を広く含め、官公庁等特定業態にこだわらないこと)	○	×	○
8	ウ 高品質確保必要時、価格だけでなく選定方法(総合評価方式等)	○	○	○
2 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)				
9	ア 前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報	×	△	○
10	イ 調査実施体制に関する情報(統計調査が複数の委託業務からなる場合の各実施機関(府省、地方支分部局、自治体、民間)の業務内容・範囲等情報を入札説明書等で明示)	—	—	—
3 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)				
11	ア 確保されるべき品質の目標 (ア) 回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)	△	△	△
12	・ 非協力率(非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合) (実査の質)	—	—	—
13	・ 上記2指標の内容・趣旨等の適切な説明	△	△	○
14	(イ) 理由なく(ア)を未達成の場合の措置(定めるよう努める)	△	○	○
15	イ 委託先の内部監査等の実施	×	△	○
4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保				
(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目) (*別紙:52項目)				
	ア 秘密の保護の徹底 (ア) 各府省が講ずべき措置			
16	① 入札参加者に秘密保護規定を提出させる	×	○	○
17	② 委託調査毎にHP等で信頼性の確保に関し国民及び企業に 広報・啓発する	○	○	○
別紙	(イ)委託先が講ずべき措置			
18	イ 調査票情報等の適正な管理 (イ) 委託先は調査票情報を扱う者の権限・責務等を明確にし、適正な管理を行う者の範囲を定める	△	○	○
	(ウ)各府省と委託先との間であらかじめ定めておく事項			
19	① 調査票情報等の受払い、搬送及び保管の方法等の手続	○	○	○
20	② 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止	○	○	○
21	③ 調査票情報等の不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄	○	○	○
22	④ 再委託先に関する事項	○	○	○
23	(エ) 調査票情報等の使用、保管、処分等に当たり紛失、漏えい等が生じない適正な管理を行わせる	○	×	○

		民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
	ウ ア、イ以外の措置 (7)「かたり調査」の疑義や不信感を抱かせない対応			
24	① 実施主体が国であることの明示、各府省HP等で調査名、民間事業者名等を公開	○	×	○
25	② 依頼文書等で委託先に加えて各府省の連絡先等を明記	○	○	×
26	(イ) 各府省は報告者への礼状や調査結果の送付等に努める	○	×	○
(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)				
	ア 民間事業者への報告要求と監査、管理指標の設定 ① 委託業務の実施状況の確認 【郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項】			
27	i) 調査票の誤送付等の状況	○	×	×
28	ii) 調査項目別の未記入及び不備の状況	○	△	△
29	iii) 調査開始時から調査期限までの一定の時点における回収状況	○	○	○
30	iv) 照会対応の状況及び効果(疑義再照会率等)	○	○	○
31	v) 督促の実施状況及び効果(督促後回収率等)	○	○	○
32	vi) 収集したデータ(調査対象名簿、個別データ、集計データ等)の管理状況	×	○	×
【調査員調査】				
33	i) 調査員の確保及び受託事業者の業務管理体制	—	—	—
34	ii) 調査員への指導状況	—	—	—
35	iii) 報告者への訪問状況	—	—	—
36	iv) 不在等の場合における再訪問の実施状況	—	—	—
37	② 上記①の達成状況に応じて委託先に助言・指導等を実施	△	○	○
38	イ ア②で状況が改善しない場合の受託事業者への改善措置要求	△	○	○
39	上記改善措置による委託先の相当程度の経費等負担についての協議、決定	×	○	×
40	ウ 委託先の調査票情報等の適切な管理及び実査時自らの宣伝・他業務の同時実施等ないことの確認	×	○	○
41	エ 委託先に業務実施に関する内部方針や手続を定めさせ、その内容を確認	○	○	○
(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)				
	ア 郵送調査・オンライン調査(電子メール使用含む)及び調査員調査の共通事項 【共通】			
42	・従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施	×	○	○
43	・特別な配慮を要する調査対象者(子ども、外国人、障害者など)への対応及びそれらの記録方法	—	—	×
44	・委託先が保有する調査の実施状況に関する情報やリスク情報(非協力者の多い地域や施設等)を含む事業完了報告書の作成及び提出方法	○	△	○
【企画】				
45	・調査票の変更を行う場合、実査可能性、内容・変更の妥当性及び調査結果への影響等の必要な検証・検討及びそれらの実施結果記録方法	—	—	—
46	・標本設計の場合、抽出方法・手順、及びその実施状況の記録方法	—	—	—
47	・モニター調査を活用する場合、選定されたモニターと選定条件との適合状況の確認及びその実施結果の記録方法	—	—	—
【実査準備】				
48	・調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法	△	△	○
49	・調査関係書類・用品等の作成方法、及びそれらの発送方法	○	○	○
【実査】				
50	・調査票の配布・回収・督促の方法、及びその実施結果の記録方法	○	○	○
51	・調査対象者への対処方法、及びその実施状況の記録方法	○	○	○
52	・調査対象者に対して報奨を供与する場合、報奨内容・授受の方法(報奨授受に当たっての留意点含む)、及びそれらの実施状況に関する記録方法	—	○	—

		民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
	【審査】			
53	・収集後の調査票(紙)又は調査票データの審査・確認方法、訂正方法、及びそれらの実施状況の記録方法	△	△	△
54	・機器・ソフトウェア・人手等による調査票データの作成方法、機器・ソフトウェアに実装すべき性能・機能、手入力時の入力データの検証方法、及びそれらの実施結果の記録方法	△	○	×
55	・分類に関する統計基準以外で集計する場合、分類・格付されたデータの検証手順・方法、及びそれらの実施結果の記録方法	△	—	×
	【集計、分析・加工、公表・提供】			
56	・集計表その他出力結果の集計の方法、出力結果の確認・チェックの方法、及びそれらの実施状況の記録方法	△	○	×
	【その他】			
57	・電子調査票等システムを作成する場合、システムの仕様、その仕様と作成されたシステムとの合致確認、及びそれらの実施結果の記録方法	△	○	×
	イ 調査員調査方式による統計調査業務			
	【実査】			
58	・調査員の安全対策の内容、及びそれらの実施状況の記録方法	—	—	—
59	・採用する調査員の業務経験、保有資格、調査活動状況等の情報管理の方法	—	—	—
60	・調査業務に初めて従事する調査員に対する業務遂行上必要とする能力を習得するための基礎的教育・訓練の実施、及びそれらの実施状況の記録方法	—	—	—
61	・調査員証の発行・交付方法、及びそれらの実施状況の記録方法	—	—	—
62	・調査員に対する実査業務に係る説明内容(調査票の配布、取集期間、担当調査区の範囲、調査対象者の選定方法、調査実施方法、秘密保護を含む調査票の取扱い、指導員証・調査員証の管理方法、その他必要事項)、それらの説明方法、及びそれらの実施状況の記録方法	—	—	—
63	・調査員に対して個別に指示(軽微なものを除く)した場合の内容及びその実施状況の記録方法	—	—	—
64	・被調査確認等、調査実施後の調査員活動の事後確認の方法、及びその実施結果の記録方法	—	—	—
(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)				
a1	事業期間が適切に設定されていること(設備やスキル構築投資の観点から複数年契約が設定されている、もしくは長期化によるコスト予見の困難さから事業期間が適切に短縮化されている)	△	○	○
c1	リストをまとめる期間等が類似実績のある業者しか対応できないような期間設定で新規参入の妨げになっていないこと	△	○	○
(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)				
b1	民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること	△	△	△
b2	民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること	×	×	×
b3	民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること	△	○	△
a6	【表現明確化】 業務内容(作業内容)を具体的に特定する。「～等を行う」、「～が望ましい」、「必要に応じて」、「～以外を実施する」、「(記載された業務内容は)最低限の要求事項である」、「その他必要に応じて」等の曖昧な記載をしない。求める成果だけではなく、プロセスを明記する(「データを集める」ではなく、「～を行って、データを集める」等)	×	△	△

・ガイドライン準拠チェックリストの評価項目 63 (別途、別紙項目 52)

「4(1)イ(ア)管理する情報の範囲について」は割愛

・追加資料(a～c)の指摘項目からの抽出項目 11

a)実施要領における競争性改善上のチェックポイント(6)

b)官民競争入札および民間競争入札の実施要綱に関する指針(3)

c)統計調査業務に関する民間競争入札実施要領(2)

民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
---------------------	---------------	--------------------

【別紙】調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置						
1 組織的管理措置						
76	(1)調査票等情報の適正管理に関する基本方針の策定			×	○	○
(2)管理体制等						
77	2	委託先は、調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く	○	○	○	
78	3	管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者を指定する	○	○	○	
79	4	管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする	○	○	○	
80	5	管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する	×	×	△	
81	6	管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者、及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める	×	×	○	
82	7	管理責任者は、委託業務に従事する者に対し秘密保持についての厳重な管理・監督を行わせる	○	△	○	
83	8	管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる	○	×	○	
84	9	電子計算機による集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う	△	×	△	
85	10	管理責任者は、電子計算機による集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う	△	×	×	
86	11	管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的に又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を各府省に報告する	△	×	×	
87	12	管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める	×	×	○	
88	13	管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないうちの指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる	×	—	△	
89	14	各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う	×	×	△	
90	15	管理責任者は、1～5に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する	△	×	△	
(3)管理簿の整備等						
91	16	管理責任者は、管理簿における管理の単位、管理項目、管理担当者、記載内容等について、委託元の府省と調整の上決定する	×	×	×	
92	17	管理責任者は必要に応じて調査票情報等の管理担当者を設定し、受払い、保管に関し、必要な事項の管理簿への記録、点検を行う	×	×	×	
93	(4)調査票情報等の適正管理に関する規定の作成等 調査票情報等の適正管理に関する規定を策定し、調査業務従事者等に周知徹底する			×	×	○
(5)点検及び監査						
94	19	点検：管理責任者は定期的に点検を行い問題が発生していないか確認し、必要な時は速やかに指導等を行う。また、管理担当者に自己点検を行わせ適正管理の徹底を図る	×	×	×	
95	20	監査：調査票情報等を取り扱う者以外の者は、上記点検の適正性の確認を行う等の監査を行う	×	×	×	

			民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
(6)事故発生時の対策					
96	21	管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、速やかにその指示に従い必要な措置を講ずる	×	○	○
97	22	管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる	×	×	△
2 人的管理措置					
(1)研修の実施等					
98	23	従事者(調査員含む)への統計法の守秘義務・罰則規定の周知徹底	×	○	○
99	24	従事者に対する秘密保持の厳重な管理・監督をさせる	×	○	○
100	25	調査員に秘密保持誓約書を提出させ、委託先で所要期間保管	—	—	—
101	26	委託先は再委託先に上記と同様の措置を行わせる	×	○	○
102	(2)調査票情報等を取り扱う者の非該当条件(個人情報保護違反等関連法令規定違反)の確認		×	○	△
3 物理的管理措置					
(1)執務室等の安全確保／(2)調査票情報等を取り扱う区域の特定及び入退室管理					
103	28	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及会い等の措置を講ずる	×	×	△
104	29	管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限等の措置を講ずる	×	×	△
105	30	管理責任者は、必要に応じ、機械による入退室管理のパスワード、識別カード等を設け、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、これを見直してパスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる	×	×	△
(3)保安対策					
106	31	執務室等にける不正・犯罪に備え、業務時間外は必ず施錠、固定する等による持ち出し防止対策を講ずる	×	×	×
107	32	調査票情報等をロッカー等に一時保管する場合、その都度施錠を行い不正持ち出しを防止する措置を講ずる	×	×	×
108	33	特に調査票情報等は所定の場所に保管することとし、防犯ベルや監視設備の設置等の防犯措置を講ずる	×	×	×
109	34	管理責任者は調査票情報等について所定の場所に保管し、重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠措置を講ずる	×	×	△
110	35	災害から調査票情報等を保護するため、重要度に応じ耐震、防火、防煙、防水等災害対策の措置を講ずる	×	×	△
(4)調査票情報等の削除等					
111	36	サーバーや情報システム等に保管されていた調査票情報等を削除する場合、専用ツールの活用、物理的な破壊等復元困難にするための適切な措置を講ずる	×	○	○
112	37	調査票情報等を取り扱うサーバーや情報システムの移行の際は、記録データのバックアップ措置等確実に移行する	×	×	×
113	38	ソフトウェアのバージョンアップにあたっては必要に応じて記録データのバックアップ措置を行う等万全の対策を講ずる	×	×	×
114	39	バックアップ措置やデータの削除等を行った場合は、その記録(措置日、措置内容等)を保存する	×	×	×

民間企業 の研究 活動調査	牛乳乳製品 統計調査	海外事業 活動基本 調査
---------------------	---------------	--------------------

4 技術的管理措置					
(1) 電子計算機等の利用者の限定					
115	40	管理責任者は、電子計算機の使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法(登録、発行、更新、変更、抹消、保管等)を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる	×	×	×
116	41	調査票情報取扱者は自己のパスワードを他人に知られないよう管理し、定期的にパスワードを更新する	×	×	×
117	42	調査票情報を取り扱う端末は、従事者が離席する場合等はスクリーンロック等不正操作対策を講ずる	×	×	×
118	43	管理責任者は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録)に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定する等の措置を講ずる	×	×	×
119	44	外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール(外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み)の設定を行う	×	○	×
(2) 電子計算機等における漏洩防止等対策					
120	45	アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う	×	△	△
121	46	電子計算機について、証跡管理機能を設けログデータを管理することによって漏洩等事故に備え、可能であれば定期的データ解析により漏洩等がないか確認する	×	○	×
122	47	集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する	×	×	×
123	48	集計処理は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる	△	△	×
124	49	管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる	×	△	×
125	50	管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能(不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能)を設け、その記録を定期的に又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う	×	○	×
126	51	調査票情報等、及びその他必要があると認められるデータについては、その滅失、棄損等に備え、必ず記録データのバックアップ措置を取る	×	×	×
127	52	大規模災害等により生ずる支障の有無を検討し、支障があると認めるときは、別の遠隔地にバックアップデータを保管する等適切な措置を講ずる	×	×	×

③ 評価結果全体概要

3 案件それぞれの全体結果について全 127 項目から非該当項目を除くと、「民間企業の研究活動に関する調査」は 107 項目中「○」「△」が 56 項目 52%、「×」が 51 項目 48%であった。「牛乳乳製品統計調査」は 106 項目中「○」「△」が 65 項目 61%、「×」は 41 項目 39%であった。「海外事業活動基本調査」は 109 項目中「○」「△」が 75 項目 69%、「×」は 34 項目 31%であった。

大項目別にみると「1 委託先の適切な選定」については 3 案件で「○」が大半であったが、「牛乳乳製品統計調査」では、総合評価での評価時「業務実績が加点項目であること」「類似実績を評価対象とする場合、類似実績とみなす範囲を明らかにすること」の項目が「×」であった。

「2 委託実施状況等に関する情報開示」については、「ア 前回の実施方法等実施状況に関する情報」については「海外事業活動基本調査」では「○」だったものの、「牛乳乳製品統計調査」では「△」、「民間企業の研究活動に関する調査」では「×」であった。前回 2022 年の評価時にも案件によってばらつきがある同様の傾向であり、新規参入を促すには不十分な状況が変わっていない。

「3 確保されるべき統計の品質に関する事項」については、3 案件とも「○」「△」が過半であった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保」については「民間企業の研究活動に関する調査」では「×」が 42 項目、「牛乳乳製品統計調査」では「×」が 36 項目、「海外事業活動基本調査」では「×」が 25 項目であったが、そのうち「イ 調査票情報等の適正な管理」では 3 案件とも○が過半であった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理」については 3 案件とも「○」「△」が過半となった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (3) 委託する業務に応じて定めるべき事項」についても「○」「△」が大半であったが、「海外事業活動基本調査」は「×」が 5 項目あった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (4) 委託期間、業務スケジュールの適切性」については、「○」「△」が大半であった。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目」については、「△」「×」が大半で、特に「民間事業者の責に帰すことができない事由による事業内容や業務量等が変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に委託費の調整を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については、3 案件とも記載が不十分で、「×」と判定した。

(4) 評価結果からの課題・要望等

評価結果としては、3 案件ともに評価項目の半数以上は「○」か「△」であった。全般に「△」評価の項目の記載を充実して改善できれば「○」が増加し、入札参加業者にとって分かりやすい仕様書になると思われる。

「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保 (5)その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目」の「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」については 3 案件とも「×」であった。これは民間事業者の責によらない事情の場合でも、受託者負担となるものである。現状では困難を伴う落札額以外の追加予算措置についての施策と併せて、仕様書への記載を求めたい。

また、「4 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保(別紙)調査票情報等の適正な管理のために委託先が講ずるべき措置」で「×」が多くなっている。特に、「3 物理的管理措置」「4 技術的管理措置」で「△」「×」が多くなっており、記載が不十分または記載がないと評価された。セキュリティ対策(安全確保、保安対策含む)に当たっては、実務上は具体的な指示がなされ遵守されているものと推測する。しかし、新規業者が受託した場合には具体的な実施内容を把握していないため、想定外の作業があった場合には工数増加など受託者負担の増加につながりかねない。「牛乳製品統計調査」「海外事業活動基本調査」については、委託先に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の順守を求めているため、その記述でカバーしようとしているとはいえ、仕様書本文や別紙等で具体的にガイドラインが求める内容が提示されれば、応札者にとってより分かりやすい。また「民間企業の研究活動に関する調査」においては、独自の資料として「別冊 6_文部科学省の保有個人情報等の管理に関する規則(抜粋)」が提示されているものの、その記載内容はガイドラインに比して限定的であった。

特に記載の充実を訴えたい項目も存在した。例えば、「2 委託実施状況等に関する情報開示」「3 確保されるべき統計の品質に関する事項」は、「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法」の明示につながり、民間事業者側での費用積算の根拠となる。

これらの記載内容は、要求水準を明確化することにもつながり、事業実施中の履行水準の確認など管理指標にもなり得る。発注者と民間事業者双方のため、さらなる記載を求めたい。

これら評価項目について仕様書に十分な情報を明記することで、民間事業者の新規参入を促し、公的統計市場を活性化させ、その結果、透明・公正な競争により民間事業者の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉な公共サービスの実現につながるものとする。

3.2.3 3 案件の仕様書評価結果

(1) 令和5年度民間企業の研究活動に関する調査(文部科学省)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。

(イ) 入札件名：令和5年度民間企業の研究活動に関する調査

(ロ) 配布資料

- ・ 入札説明書(8頁)
- ・ 別紙1～6 提案書類書式他
- ・ 別冊1～6 仕様書他
- ・ (参考1～2) 一般管理費の考え方について+参考見積(書式)他

(ハ) 仕様書の構成(項番は仕様書の様式に準ずる)

1. 委託業務題目
2. 委託業務の目的
3. 委託業務の内容
4. 成果物
5. 委託業務実施期間
6. 応札者に求める要求要件
(1)業務遂行の要件～(3)要求要件の詳細
7. 無償貸与を行える物品
8. 検査
9. 守秘義務
10. 届出義務
11. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項
12. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保調査の概要
13. その他

② 調査の概要

仕様書の「2. 委託業務の目的」で「科学技術政策の立案・推進に資するための基礎資料として、一般統計「民間企業の研究活動に関する調査」を平成20年より毎年実施している。」とされている。調査対象、調査方法などは以下のとおりである。

(イ) 調査対象

総務省「科学技術研究調査」において、社内で研究開発活動を行っていると回答した資本金1億円以上の民間企業。

(ロ) 調査対象選定の方法

総務省「科学技術研究調査」において、社内で研究開発活動を行っているとは回答した資本金1億円以上の民間企業に悉皆で行う。

委託者から貸与される企業名、住所等が記された調査対象リスト(3,900社程度)と、参考資料(部署名入り企業リスト(2,000社程度))を使用する。

(ハ) 調査の方法

対象企業の研究開発部門等に調査票を郵送し、記入された調査票を郵送又はインターネット回答により回収する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェックリストの要約結果は表3-2-2のとおりで、非該当20項目を除く107項目中、仕様書などに満たされている項目(「○」)は35項目で33%、「△」21項目を合わせると52%となる。一方、「×」は51項目で48%となり、およそ5割弱の項目で記載なしと判定された。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13項目)

- ・「×」1件は「業務従事者に法令で義務付けられていない資格要件を求める場合、必須項目でなく加点項目であること」である。仕様書6. 応札者に求める要求用件⑤⑥で提示されている認証、資格要件について総合評価基準では、加点項目としての具体的な記載がない。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)

- ・「前回実施に要した人員、使用施設・設備、調査の実施方法(印刷部数、照会・督促件数等)等実施状況に関する情報」について具体的記述が不十分である。これは正確な工数算出を困難にし、委託者・受託者双方に不利益を与えることになりかねない。

仕様書別添1に検票時の問い合わせについて、「900件程度」との記載があるが、具体的な照会時間や項目数等が記載されておらず工数算出には不十分である。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

- ・「×」1件は「委託先の内部監査等の実施」である。統計の品質についての監査の記載がない。
- ・「△」は3件である。「回収率、記入率等(回収状況、記入状況の質)」について具体的な内容や項目等が記載されていない。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目)

- ・「報告者の秘密保護及び信頼性の確保」11項目の中で、「×」は「入札参加者に秘密保護規定を提出させる」の1件、「△」は「委託先は調査票情報を扱う者の権限・責務等を明確にし、適正な管理を行う者の範囲を定める」の1件で、記載がない、または内容不十分と判定された。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・「×」1件は、「収集したデータの管理状況」である。各作業終了時あるいは本業務終了時に速やかに返却、提出との記載はあるが、収集したデータの調査実施過程における管理状況については具体的な言及はない。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・「×」1件は、「従事者に対する知識・業務能力を維持するための教育・訓練の実施」である。従事者に対する教育・訓練についての具体的な言及はない。
- ・「△」1件は、「調査対象者への調査実施の意義・重要性、統計作成機関・調査実施機関の情報の周知方法」である。仕様書内での記載はないが、ホームページで周知されている。
- ・【審査】、【集計、分析・加工、公表・提供】、【その他】の項目は、それぞれ記載はあるが、具体的な方法についての記述や審査要領等の資料がないため、作業内容、作業量が不明である。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

- ・開札日から調査票等の発送までの期間が約1か月間となっており、新規参入事業者にとって契約から対象名簿整理、調査票作成・印刷、インターネット調査環境の構築など事前準備に十分な期間とは言い難い。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・「×」2件は「民間事業者の責に帰すことができない事由により、事業内容や業務量などが変動したり、追加的な業務が発生したりする場合に、委託費の調整(増減)を行う基準や手続き、また、国の行政機関等と民間事業者が追加費用や経費を分担する基準や手続きをあらかじめ定めておくこと。その際、税制度の申請・変更による費用負担についても明示すること」、及び「業務内容を具体的に特定する際の記述の明確化、プロセスの明記」についてである。
- ・「△」2件は「民間事業者の業績について国の行政機関等が監督・協議を行うために、対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である国の行政機関等が行う情報交換・協力・連携の具体的方法等について記述すること」「民間事業者が適正かつ正確に事業を実施しているかどうかについて、国の行政機関等が把握するため、原則として定期的な報告を求めることとし、報告の内容、頻度、報告様式、その他の方法について定めること。」であり、仕様書に記載があるものの具体的方法等の記述はない。

- ・仕様書記述の明確さについては、曖昧な記載が見られる。仕様書委託業務詳細内では「当研究所担当者の指示に従うこと」との記載が多数見られ、委託業務の範囲や作業量が明確とはいえない。

(2) 牛乳乳製品統計調査業務(農林水産省)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。

(イ) 入札件名：牛乳乳製品統計調査業務(電子入札方式対象案件)

(ロ) 配布資料

- ・入札説明書(5頁)
- ・業務仕様書(12頁)
- ・別紙1～12-2 都道府県別調査対象数他
- ・別紙(共)1～2 情報セキュリティの確保に関する共通基本仕様他
- ・応札資料作成要領(別紙様式第1号～5号 入札書他)
- ・別添2～5 入札心得他
- ・参考見積依頼書関連

(ハ) 仕様書の構成(項番は仕様書の様式に準ずる)

- 1 業務名
- 2 業務の目的
- 3 牛乳乳製品統計調査の概要
- 4 牛乳乳製品統計調査に係る請負業務の内容
- 5 実施体制等の整備
- 6 情報セキュリティの確保
- 7 納入物件及び納入期日
- 8 業務受託に関する留意事項
- 9 業務遂行に当たり確保されるべき質
- 10 履行期間
- 11 契約により受注者が講ずべき措置等
- 12 守秘義務及び調査票情報等の適正な管理

② 調査の概要

仕様書の「2 業務の目的」で「牛乳乳製品統計調査は、牛乳及び乳製品の生産、出荷、在庫等に関する実態を明らかにし、畜産行政の基礎資料を整備すること」を目的とするとされている。また本調査は、年に一度の「基礎調査」と、月に一度の「月別調査」がある。なお、調査対象および調査方法については以下のとおりである。

(イ) 調査対象(※対象となる事業所及び工場の情報は農林水産省から貸与される)

基礎調査…日本標準産業分類に掲げる細分類 0913－処理牛乳・乳飲料製造業及び 0914－乳製品製造業(処理牛乳、乳飲料を除く)に属する事業所のうち、牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所

月別調査…基礎調査の調査対象のうち次のいずれかに該当するもの

- ① 12月の月間の生乳受乳量が300トン以上の工場
- ② 県外から生乳を受乳している工場
- ③ 飲用牛乳等を県外へ出荷している工場
- ④ 粉乳、バター、クリーム、チーズ、れん乳及びアイスクリームを製造する工場
- ⑤ 都道府県別に①～④のいずれかに該当する調査対象の12月の生乳受乳量の合計が、基礎調査の全調査工場の受乳量合計の80%未満の場合において、①～④の基準に該当しない工場から受乳量の大きい工場から順に抽出し、80%以上となるまでの工場
- ⑥ ①～⑤を管理する本店又は主たる事務所

(ロ) 調査の方法

- ① 調査票を郵送し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAXで回収する方法
- ② 政府統計共同利用システムオンライン調査システムを使用して調査票を配布し、回収する方法
- ③ 受注者が調査対象から聞き取る方法(基礎調査のみ)

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェック結果の要約は表3-2-2のとおりで、非該当を除く106項目中、仕様書などに満たされている項目(「○」)は51件で48%、「△」の14件をあわせると61%となる。なお、「×」の項目は41件の39%。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13項目)

- ・全国規模の統計調査の受託実績が必須であることと、総合評価方式で農林水産業に関する統計調査の受託実績を加点要素としているので、未経験事業者には不利である。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)

- ・物品については調査対象配布用品一覧で具体的に記載されているが、督促件数などの数字は記載されていない。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

- ・回収率については仕様書に全数回収を目標とすることが記載されている。しかし、記入率、記入状況の質については記載されていない。
- ・個人情報取り扱いに関しては「情報セキュリティ対応状況・確認書」にて再委託への監査条項がある。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目+調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置52項目)

- ・調査にあたり、調査主体である農林水産省については調査関係書類や農林水産省ホームページに記載されているが、実施を受託した民間事業者名は公開されず実施機関名は「農林水産省牛乳乳製品統計調査事務局」と記載することになっている。
- ・特に別紙チェック項目の「1 組織的管理措置」「3 物理的管理措置」「4 技術的管理措置」の項目については、管理責任者の指定に関する記載もなく仕様書全体的に不十分であった。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・調査票の誤送付等の状況については、仕様書に記載はない。
- ・回収状況、照会対応、督促状況について記入してまとめるよう仕様書に記載はあるが、その効果についての記載はない。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・調査票データの審査・確認方法、訂正方法について過去の実施状況やマニュアル等は提示されていないので作業負荷が計りにくい。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

- ・仕様書に調査期間、納期が掲載されていて適切と思われる。
- ・対象者リストは貸与されるものであり、新規参入の妨げになることはない。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・対象公共サービスの実施状況等に関し、民間事業者と委託元である農林水産省が行う情報交換・協力・連携について協議する旨の記載はあるが、具体的な方法等についての記載は見当たらない。
- ・委託費の調整(増減)を行う基準や手続きなどについては、仕様書にも契約書(案)にも掲載が見当たらない。
- ・定期的な進捗状況の報告が求められ実施体制と工夫を求められているが、どのような場面で必要になるか、またその報告頻度や項目量についての記載はなく作業負荷は計りにくい。
- ・仕様書表現については曖昧な記載も散見され、特に業務に関して「必要に応じて」などの表現があり、具体的な作業量が仕様書からは判明しない。

(3) 海外事業活動基本調査(経済産業省)

① 対象案件資料の概要

入手した資料のタイトルと概要は以下のとおりである。

(イ) 入札件名：公共サービス改革法に基づく海外事業活動基本調査(令和 4～6 年度) 実施業務(経済産業省)

(ロ) 配布資料

- ・ 入札公告(6 頁)
- ・ 海外事業活動基本調査に関する民間競争入札実施要項(本体 42 頁)
- ・ 別紙 1 評価項目一覧(5 頁)
- ・ 別紙 2 従来の実施状況に関する情報の開示(7 頁)
- ・ 別紙 3 海外事業活動基本調査の流れ図(1 頁)
- ・ 別添 1～2 調査関係用品一覧、企画書雛形(9 頁)
- ・ 様式 1～4 情報セキュリティ実施状況報告書雛形等(6 頁)
- ・ 参考資料 1～9 調査関係用品、報告資料雛形(96 頁)
- ・ 契約書案(1 頁)

(ハ) 仕様書の構成(項番は仕様書の様式に準ずる)

- I. 趣旨
- II. 海外事業活動基本調査の概要
- III. 海外事業活動基本調査の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項
 1. 海外事業活動基本調査に係る請負業務の内容
 - (1) 実施事務局及びセキュリティ管理体制の構築・運営～(9) 調査報告書及び事業報告書の作成
 2. その他業務の実施に関して必要な事項 ～7. 契約金額の支払について
- IV. 契約期間に関する事項
- V. 民間競争入札参加資格に関する事項
- VI. 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
- VII. 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
- VIII. 海外事業活動基本調査における従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
- IX. 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項
- X. 契約により民間事業者が講ずべき措置等
- XI. 契約により民間事業者が負うべき責任等
- XII. 海外事業活動基本調査の評価に関する事項
- XIII. その他本事業の実施に際し必要な事項
 - 別紙 1 評価項目一覧～別紙 3 調査の流れ図
 - 別添 1 調査関係用品一覧～別添 2 企画書雛形
 - 様式 1 情報セキュリティに関する事項の遵守の方法の実施状況報告書～様式 4：機密情報閲覧に関する誓約書

② 調査の概要

我が国企業の海外事業活動の実態を把握するため昭和46年から毎年実施し、各種施策の企画、立案、実施のための基礎資料を得ることを目的として実施している。なお、本調査は一般統計であり、平成19年調査より調査業務の民間開放をしている。

調査対象および調査方法については以下のとおりである。

(イ) 調査対象

- ・ 本社企業：約 11,300 社
- ・ 現地法人：約 34,100 社

※本社企業は、毎年3月末時点で海外に現地法人を有する我が国企業(ただし、金融業、保険業及び不動産業を除く)

※現地法人とは、外国法人である海外子会社と海外孫会社の総称

※現地法人のうち、海外子会社とは、日本側出資比率が10%以上の外国法人

※現地法人のうち、海外孫会社とは、日本側出資比率が50%超の海外子会社が50%超の出資を行っている外国法人

(ロ) 調査対象選定の方法

全数調査

(ハ) 調査の方法

本調査は、本社企業に本社企業調査票及び現地法人調査票を郵送し、本社企業が記入した本社企業調査票及び現地法人調査票を郵送により回収する方法、又は政府統計共同利用システムのオンライン調査(以下、「オンライン調査」という。)により回収する方法で実施する。

③ 仕様書チェックリストによる評価結果

(イ) 総括

仕様書チェック結果の要約は表3-2-2のとおりで、非該当を除く109項目中、仕様書などに満たされている項目(「○」)は56件で51%、「△」は19件17%であった。「×」は34件31%であり、約3割のチェック項目について、記載がない・扱いが妥当ではないと判断された。

(ロ) 各項目の結果

1. 委託先の適切な選定(13項目)

- ・ 13項目すべて「○」であり適切かつ充実した記載であると考える。

2. 委託実施状況等に関する情報開示(2項目)

- ・ 巻末資料別紙2に、従来の実施にかかる情報の開示があり作業量の積算に必要な情報が記載されている。なお、1項目は非該当であった。

3. 確保されるべき統計の品質に関する事項(5項目)

- ・回収率については仕様書 P11 に目標値の記載があるが、記入状況の質については P27 に調査票当たりのデータ修正比率と疑義照会件数が提示されているものの、審査エラー発生率等が不明であるため照会の作業量を見積るには不足がある。
- ・仕様書 P11 に回収率未達時は「電話督促回数の増加等による調査協力を求めるなど最善の努力をした結果、目標回収率を達成できない場合はやむを得ないものとする。」の表記があり、未達の場合の措置について言及がある。

4. 統計調査業務の適正かつ確実な実施の確保

(1) 報告者の秘密保護及び信頼性の確保(11項目+調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置 52項目)

- ・「(別紙)調査票情報等の適正な管理のため委託先が講ずるべき措置(52項目)」については、「△」が 13 件、「×」が 24 件と記載が不十分である評価が目立った。なお、本年より当該チェック項目はこれまでと異なり仕様書への記載有無から判断しているため、別規定を参照する旨記載があったとしても「×」としている。
- ・特に別紙チェック項目の「3 物理的管理措置」「4 技術的管理措置」の項目について仕様書への記載が不十分であった。

(2) 業務の実施状況の確認及び実施過程の管理(15項目)

- ・「別紙 2 従来の実施状況に関する情報の開示」に詳細な過去実績があり回収状況や照会や督促等の実態に応じた積算が可能となっている。
- ・調査票の誤送付等の状況、収集したデータの管理等一部項目については記載がなかった。

(3) 委託する業務に応じて定めるべき事項(23項目)

- ・実施準備、実査工程までのチェック項目については「特別な配慮を要する調査対象への対応」以外は仕様書への記載が認められた。
- ・審査、集計以降の工程については、審査について概要の記載はあるものの、審査内容の詳細についての記載はない。また集計及び結果表の出力や結果のチェックについては省庁保有の専用システムを使用することのみの記載であり、要領等の資料提供有無についても不明であった。

(4) 委託期間、業務スケジュールの適切性についての項目(2項目)

- ・仕様書及び過去実績からスケジュールは適切に設定されていると考えられる。
- ・新規参入の妨げになるような条件設定はない。

(5) その他、委託にあたり事前に明確化、定めておくべき項目(4項目)

- ・本項目は「△」3 件、「×」1 件と十分な記載であるとは言えない項目であった。

- ・実施状況の情報交換・協力連携方法や、民間事業者の適正・正確な実施の把握のための方法などについて、内容・頻度・様式など具体的な記述が無く記載からは作業量を想定することが難しいと考えられる。
- ・表現については、「担当者の求めに応じ」「必要な処理を行う」「指示された方法により処理すること」など、曖昧な表現が稀にみられる。また、審査要領や集計仕様など各種作業詳細資料がなく、作業内容が明確でない場合がある。
- ・委託費の調整(増減)を行う基準や手続きなどについては、仕様書にも契約書(案)にも掲載が見当たらない。

第 4 章 公的統計調査の民間委託

第4章 公的統計調査の民間委託

4.1 府省における民間活用の状況

4.1.1 公的統計調査における府省別の契約状況

当委員会では公的統計の市場規模を明確にするため、各府省のホームページに掲載されている調達情報又は公共調達の適正化に基づく競争入札に係る情報の公表等により落札情報を入手し、公的統計調査業務における府省別の契約状況を取りまとめている(表 4-1-1 を参照)。2023 年度、府省全体における公的統計調査業務の契約金額は 103.9 億円(88 本)となっており、直近 5 年間では最も多い金額となっている。府省別の契約金額では、総務省が最も多く 47.8 億円(9 本)、次いで経済産業省の 17.7 億円(12 本)、国土交通省の 15.6 億円(14 本)、厚生労働省の 12.5 億円(19 本)と続く。

表 4-1-1 公的統計調査業務の府省別の契約状況

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
内閣府	契約金額	4.5	6.8	2.1	2.4	3.4
	(2019年度比)	—	(+2.3)	(-2.4)	(-2.1)	(-1.1)
	契約本数	8	9	7	8	9
	(2019年度比)	—	(+1)	(-1)	(0)	(+1)
総務省	契約金額	26.4	53.8	39.9	45.7	47.8
	(2019年度比)	—	(+27.4)	(+13.5)	(+19.3)	(+21.4)
	契約本数	9	9	11	12	9
	(2019年度比)	—	(0)	(+2)	(+3)	(0)
財務省	契約金額	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	(2019年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	契約本数	1	1	1	1	1
	(2019年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(0)
文部科学省	契約金額	0.1	0.2	0.1	0.3	0.2
	(2019年度比)	—	(+0.1)	(0.0)	(+0.2)	(+0.1)
	契約本数	1	2	1	2	3
	(2019年度比)	—	(+1)	(0)	(+1)	(+2)
厚生労働省	契約金額	13.6	4.5	9.0	8.7	12.5
	(2019年度比)	—	(-9.1)	(-4.6)	(-4.9)	(-1.1)
	契約本数	21	14	23	18	19
	(2019年度比)	—	(-7)	(+2)	(-3)	(-2)
農林水産省	契約金額	4.2	3.1	3.8	3.6	4.7
	(2019年度比)	—	(-1.1)	(-0.4)	(-0.6)	(+0.5)
	契約本数	11	10	14	13	17
	(2019年度比)	—	(-1)	(+3)	(+2)	(+6)
経済産業省	契約金額	13.1	19.5	18.7	17.2	17.7
	(2019年度比)	—	(+6.4)	(+5.6)	(+4.1)	(+4.6)
	契約本数	21	22	19	15	12
	(2019年度比)	—	(+1)	(-2)	(-6)	(-9)
国土交通省	契約金額	8.0	7.8	7.4	6.9	15.6
	(2019年度比)	—	(-0.2)	(-0.6)	(-1.1)	(+7.6)
	契約本数	11	11	11	12	14
	(2019年度比)	—	(0)	(0)	(+1)	(+3)
環境省	契約金額	0.3	0.1	0.2	0.1	1.3
	(2019年度比)	—	(-0.2)	(-0.1)	(-0.2)	(+1.0)
	契約本数	4	2	3	2	3
	(2019年度比)	—	(-2)	(-1)	(-2)	(-1)
法務省	契約金額	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	(2019年度比)	—	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(+0.3)
	契約本数	0	0	0	0	1
	(2019年度比)	—	(0)	(0)	(0)	(+1)
合計	契約金額	70.6	96.3	81.6	85.4	103.9
	(2019年度比)	—	(+25.7)	(+11.0)	(+14.8)	(+33.3)
	経済センサスを除く	70.6	78.8	60.6	85.0	103.9
	(2019年度比)	—	(+8.2)	(-10.0)	(+14.4)	(+33.3)
	契約本数	87	80	90	83	88
	(2019年度比)	—	(-7)	(+3)	(-4)	(+1)

注1 表中の単位は契約金額：億円、契約本数：本となっている。

注2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更等は反映していない。

注3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注4 契約金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

公的統計調査業務の委託先別の契約状況では、一貫してJMR A会員社の契約金額が最も高くなっている。委託先別の平均単価については、JMR A会員社が昨年同様1.7億円と最も高く、シンクタンクが1.4億と続く。その他民間を見ると、2023年は0.5億円となっており、過去5年間の中では最も平均単価が高い結果であった。契約本数に関しては、2019年度から2023年度にかけて80本～90本の間を推移している。

表 4-1-2 公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
J M R A	契約金額	45.6	61.1	50.1	76.4	81.7
	契約本数	37	39	48	45	47
	平均単価	1.2	1.6	1.0	1.7	1.7
シ ン ク タ ン ク	契約金額	14.6	25.3	20.5	2.0	5.4
	契約本数	11	6	4	2	4
	平均単価	1.3	4.2	5.1	1.0	1.4
そ の 他 民 間	契約金額	10.0	9.4	10.4	6.4	16.1
	契約本数	33	29	34	30	33
	平均単価	0.3	0.3	0.3	0.2	0.5
団 体	契約金額	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6
	契約本数	6	6	4	6	4
	平均単価	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
合 計	契約金額	70.6	96.3	81.6	85.4	103.9
	契約本数	87	80	90	83	88
	平均単価	0.8	1.2	0.9	1.0	1.2

注1 表中の契約金額は単位:億円、契約本数は単位:本となっている。

注2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注4 契約金額は小数点第2位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.1.3 公共サービス改革法が適用されている公的統計調査業務の契約状況

公共サービス改革法(以下、「公サ法」という)案件の契約金額は8.6億円(11本)となっている。委託先別では、JMR A会員社が契約金額5.3億円(6本)と最も高く61.6%のシェアを占めている。公サ法が適用されている案件の契約本数が2021年度以降に減少していることも影響し、その他民間のシェアが2021年度を境に増加する形となった。

表 4-1-3 公サ法が適用されている公的統計調査業務の委託先別の契約状況

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
J M R A	契約金額	6.6	6.8	4.9	5.7	5.3
	契約本数	10	11	5	7	6
シ ン ク タ ン ク	契約金額	2.7	2.7	0.0	0.0	0.0
	契約本数	1	1	0	0	0
そ の 他 民 間	契約金額	1.8	1.9	3.2	2.7	3.0
	契約本数	4	4	5	3	3
団 体	契約金額	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4
	契約本数	2	2	2	2	2
合 計	契約金額	11.4	11.7	8.5	8.7	8.6
	契約本数	17	18	12	12	11

注 1 表中の契約金額は単位：億円、契約本数は単位：本となっている。

注 2 契約金額は府省より公表されたものを使用しており、消費税増税後の契約変更は考慮していない。

注 3 複数年契約は契約金額を契約年数で除した金額又は実際の単年度契約金額を計上している。

注 4 契約金額は小数点第 2 位を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

4.2 J M R A 会員社における資格保有の状況

4.2.1 民間調査会社の I S O 20252 の認証取得状況

I S O 20252 は、2019 年 2 月に第 3 版への改定で認証範囲が拡大し、同年 10 月に J I S 化されたことで、国内では J I S Y 20252 としての認証に切り替わった。2024 年 3 月末時点での認証取得社数は 10 社となっており、2023 年 3 月の時点から 1 社増加(2022 年 3 月と比べると 1 社減少)となった。

公的統計調査業務の民間委託がより一層拡大していく中で、受け皿となる民間調査会社に求められるのは正確なデータを提供することであり、市場・世論・社会調査及びデータ分析サービスの国際標準である J I S Y 20252 の必要性が一層高まるものと考えられる。当委員会では、J I S Y 20252 の普及促進活動を担っている I S O / T C 225 国内委員会兼マーケティング・リサーチ規格認証協議会と歩調を合わせ、J M R A 内外に対して J I S Y 20252 の取得メリットを伝えるとともに、認証取得社数の拡大に寄与していく所存である。

4.2.2 J M R A 会員社における社員の資格保有状況

J M R A 会員社における統計の専門知識を有する人材の確保状況を把握するため、会員社調査にて日本統計学会の「専門統計調査士」「統計調査士」、社会調査協会の「専門社会調査士」「社会調査士」の資格保有状況を調査している。2023 年の結果をみると、専門統計調査士の資格保有者が 291 人(回答社 18 社)、統計調査士が 242 人(同 19 社)、専門社会調査士が 35 人(同 6 社)、社会調査士が 53 人(同 11 社)となっている。統計調査における民間事業者の積極的な活用が推進されている状況の中、受け皿となる民間調査会社では統計調査の実務に必要な知識を持った人材を十分に確保しておくことが重要だと考えている。

J M R A では、2014 年度以降、会員社向けに「専門統計調査士」「統計調査士」の資格取得に向けた受験対策講座を実施してきたが、コロナ禍の影響もあり、2020 年度以降、集合型の対策講座は中止となっている。

2022年より、「専門統計調査士」「統計調査士」の試験が紙媒体を利用した従来の試験からC B T (Computer Based Testing)方式に移行されたこともあり、今後、統計人材の育成に向けて新たな取り組みを検討していく。

4.3 ビッグデータ等の公的統計の活用について

中央府省において、ビッグデータや公開情報を公的統計に活用する取り組みが進行中である。調査研究や実証的な取り組みはもとより、実際の公的統計の一部を代替、補完するケースもでてきている。ビッグデータは既存の公的統計に比べて速報性が高く、新たな指標の作成や多角的な分析が可能であるが、世界的には公的統計でのビッグデータ活用事例はまだ少ないため、今後も経済情報の重層化や民間事業者との連携を推進していくことが求められている。ビッグデータは、その大規模な量と高い速度で生成される特性を活かし、統計分析における新しい洞察や予測の可能性を提供することが期待されている。

本稿では、現在行われている中央府省での取り組みや、今後有望とされる技術等を概観し、今後のビッグデータ活用に向けた産官学の取り組みの一助とすることを目的としている。

4.3.1 各府省の取り組み

(1) 内閣府

① 景気動向指数

景気動向指数は、生産、雇用などの経済活動の動向を統合し、景気の現状把握や将来予測に資することを目的としている。具体的なデータの活用例としては、日経商品指数や東証株価指数、長期国債の新発債流通利回りなどの公開データを活用している。これらのデータは、経済の健康状態を示す重要な指標であり、これらを統合することで、より広範で総合的な経済の動きを把握することが可能となっている。

② 国民経済計算

国民経済計算は、一国全体のマクロ経済状況を明らかにすることを目的としている。具体的には、生産、分配、支出、資本蓄積などのフロー面や、資産、負債などのストック面から一国全体の経済状況を体系的に明らかにする。活用されているデータは、有価証券報告書などの公開データである。これらのデータは、企業の財務状況を詳細に反映しており、これを基に国全体の経済状況を把握することが可能となっている。

(2) 総務省

① 小売物価統計調査

小売物価統計調査では、地域別、店舗形態別の物価構造を明らかにするために、POSデータやインターネット通信販売の価格データを活用している。小売物価統計調査(構造編)は店舗形態別及び銘柄別価格調査を2021年に中止し、代替する形で2022年よりPOSデータ(販売時点情報)等の民間データを用いた物価構造分析に切り替え年1回のペースで公表されている。

小売物価統計調査（構造編）におけるビッグデータ活用

【小売物価統計調査の概要】

国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格及びサービスの料金を調査し、消費者物価指数や、その他物価に関する基礎資料を得ることを目的とする。調査対象は、商品の販売又はサービスの提供を行っている店舗・事業所。

【調査の見直し】

物価の毎月の動向を明らかにする「動向編」のほか、「構造編」として、地域別価格差調査、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査を実施していたが、店舗形態別価格調査及び銘柄別価格調査については、2021年12月を最後に中止し、POSデータを活用した分析集計に移行。併せて、ネット価格の分析を実施。

◆2021年12月以前

区分	分析対象
調査員調査	地域別価格差調査 都道府県別等
	店舗形態別価格調査 店舗形態別
	銘柄別価格調査 銘柄別

◆見直し後

区分	分析対象	データの概要
調査員調査 地域別価格差調査	(同左)	-
POSデータ	店舗形態別	食品・日用品等を取り扱う全国の小売店舗から収集した、店舗形態別販売実績（店舗形態間で比較可能な品目・商品（15品目・150商品程度）を毎年選定）
	銘柄別	家電製品を取り扱う全国の小売店舗から収集した販売実績（3～4品目を毎年選定）
ネット価格	店頭販売とネット販売の比較	ネット販売サイト等から得られる情報（ウェブスクレイピング）（対象品目は毎年選定）

出典：総務省ビッグデータ・ポータル <https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/case/122>

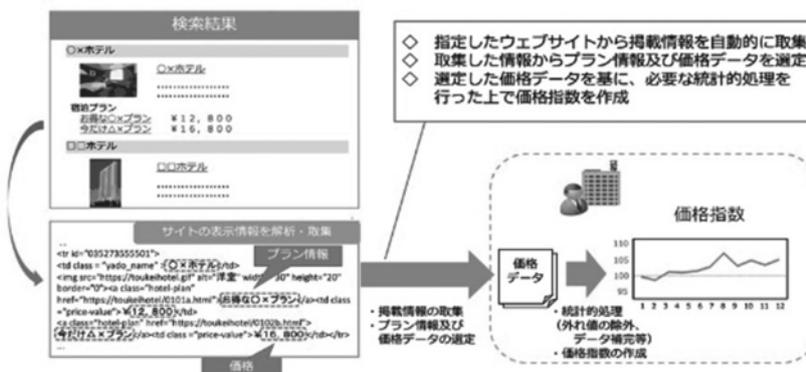
② 消費者物価指数（CPI）

消費者物価指数（CPI）では、物価の変動を時系列的に測定するために、POSデータの活用及びウェブスクレイピング技術を活用したHPからの大量の自動的な価格収集を実施している。

消費者物価指数(CPI)におけるPOSデータ及びウェブスクレイピングの活用

- 総務省の消費者物価指数(CPI)において、
 - ① POSデータ（販売時点情報）の活用、
〔7品目（パソコン（デスクトップ型）、パソコン（ノート型）、タブレット端末、カメラ、テレビ、ビデオレコーダー、プリンタ）〕
 - ② ウェブスクレイピング技術を活用したHPからの大量の自動的な価格収集
（3品目（航空運賃、宿泊料、外国パック旅行費））
を実施している。

「ウェブスクレイピング」技術の活用イメージ（宿泊料）



出典：総務省ビッグデータポータル <https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/case/120>

(3) 農林水産省

① 農林業センサス

農林業センサスでは、我が国の農林行政に関する諸施策及び農林業に関して行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備するために、各種施設の位置情報や道路ネットワーク情報などを活用している。

② 作物統計

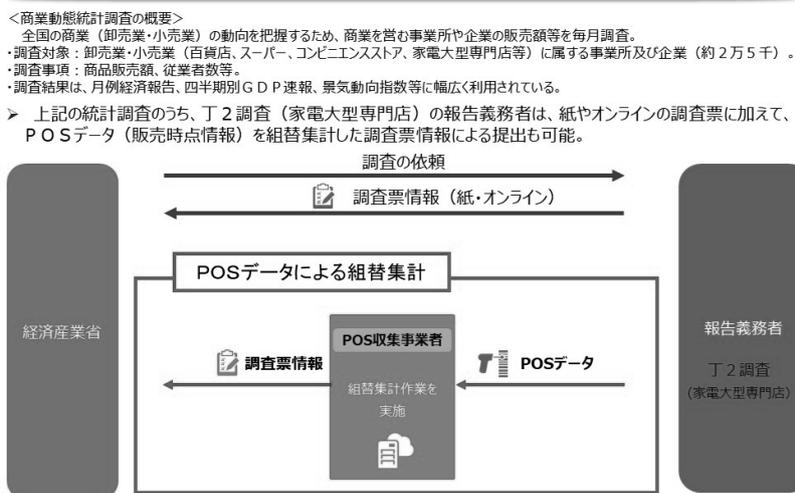
作物統計調査の現地実測調査について、効率的な調査手法の確立を検討するため、AIによる機械学習技術を用いて、小型人工衛星により高頻度で撮影した光学衛星画像データを解析し、農地の区画ごとの作付状況を判断する手法の開発に取り組んでいる。

(4) 経済産業省

① 商業動態統計調査

商業動態統計調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的としている。本調査のうち、丁2調査(家電大型専門店)の報告義務者は、紙やオンラインの調査票に加えて、POSデータを組替集計した調査票情報による提出も可能としている。

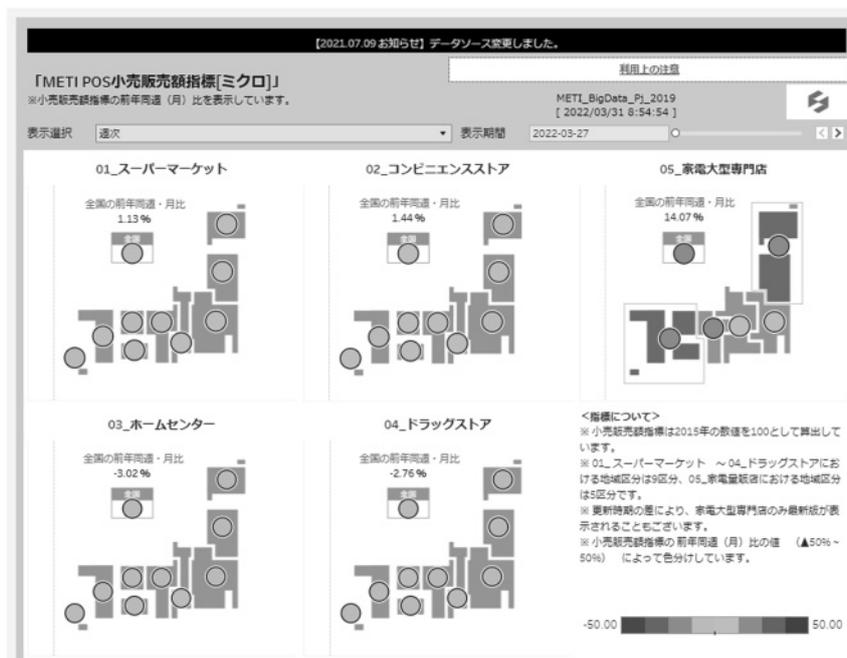
商業動態統計におけるPOSデータ活用



出典：総務省ビッグデータポータル <https://www.e-stat.go.jp/bigdataportal/case/119>

② METI POS 小売販売額指標[ミクロ]

「METI POS」は公的統計ではないものの、ビッグデータを活用した新指標開発事業の一環として、民間企業と協力して開発した新たな小売販売指標である。この指標は、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンターなどの小売業態の商品別販売動向をPOSデータを用いることにより週次や地域別で詳細に把握することを目的に実施されている(2023年12月を最後に更新が停止されている)。



出典：経済産業省HP

https://www.meti.go.jp/statistics/bigdata-statistics/bigdata_pj_2019/index.html

4.3.2 今後公的統計に活用が期待されるデータ

(1) オルタナティブデータ

社会・経済の変化が激しい昨今、社会情勢を把握するうえで従来の公的統計や従来からあるデータだけでなく、迅速性、詳細性に優れるオルタナティブデータ（代替データ）の利用が注目されている。一般にオルタナティブデータは、伝統的な財務情報や経済統計などとは異なり、POSデータ、クレジットカードデータ、位置情報、衛星画像など、これまで活用されていなかったデータのことを指す。前項の各府省の取り組みのほとんどもこのオルタナティブデータによってなされている。従来の経済統計は発表までにタイムラグがあり、また新興業態（例えばEC・シェアリングエコノミー）を十分に反映できていないという課題が存在した。これに対して、オルタナティブデータは速報性と網羅性を持つため、経済分析や意思決定の精度向上に寄与すると期待されている。

(2) シンセティックデータ

シンセティックデータ（合成データ）とは、実在するデータを模倣した人工的に生成されたデータのことを指す。ビッグデータの活用はプライバシー保護という課題を抱えており、一般的には「k-匿名化」という手法が採用されているが、これは個人を特定できる情報を抽象化してプライバシーを保護するものである。しかし、その情報は限定的であり、細かい制御には不向きであるため、データセット内の一部を統計的にランダムに変更する差分プライバシー技術が採用されている。それでも完全な個人情報保護は難しいため、実在しないデータを生成し、プライバシー保護とデータの実用性を両立する可能性があるシンセティックデータについての研究が進んでいる。

シンセティックデータはデータが欠落していたり、母集団を代表していない場合でも、深層学習モデルを用いてデータの割合を調整し、より包括的で偏りの少ないデータセッ

トを作成することが可能である。アクセスが困難なデータでもシンセティックデータの利用により問題が回避され、広範なアクセスを可能にする。公的統計では取得が難しいデータや特定のシナリオを想定したデータをシンセティックデータとして生成し、使用することもできる。ただし、不合理な動線を生み出す可能性や、データの性質の変化や汚染などの課題も存在する。それでも、シンセティックデータは多くの実用的な魅力を持ち、その活用が期待されている。

(3) 金融データ

金融データは、公知の情報と非公知の情報を含む広範な領域にわたって存在する。公知の情報は株価、財務情報、金利状況などが主で、これらは取引記録を通じて公になる。一方、非公知の情報は個人のお小遣いや自動車の走行距離など、プライベートや企業秘密の情報だが、人や事柄を理解するためには重要である。金融(Finance)と情報技術(Technology)の融合、いわゆるFintechの発展により、これらの金融データが集約され、金融サービスの利便性が向上している。Fintech企業は利用者のニーズに対応したサービスを開発し、情報を組み合わせることで顧客満足度を高めている。これらの動きにより、金融データは今後も社会の課題解決や経済活動の精度・コスト改善に寄与すると考えられる。

現在、Fintech企業が保有する家計簿データを活用した研究や実証的な取り組みが政府、日本銀行等で進んでいる。その特性は長期間にわたる同一個人データの取得、収支全体像の自動化カバー、及び資産・負債詳細とのクロス分析能力にある。また、オンライン経済圏での消費推移の分析が求められる中、日本銀行の研究ではオンライン消費傾向の検証に家計簿データが用いられている。具体的には、コロナを通じてEC消費が持続的に増加し、特に若年層で顕著であることが分析されている。また、個人消費のリアルタイム分析にも家計簿データが有効であり、全体像を推測するための基準として利用されている。これにより、リアルタイム分析が良好な予測精度を持つことが示されている。

さらに、コロナ禍で生まれた特別定額給付金の政策検証にも家計簿データは活用されている。特に、給付後の消費動向や家計の所得・資産特性による影響などを分析している。

家計簿データは特有のバイアスを持つが、そのバイアスを踏まえた様々な研究がなされており、さらなる研究、実証の取り組みが期待される。

4.3.3 今後の課題

公的統計に有用な影響をもたらすビッグデータ等の活用だが、次のとおり課題も存在する。

課題	内容
プライバシーとデータ保護	ビッグデータは個々の消費者や企業から集められるため、プライバシーの保護やデータの利用に対する許可が重要となる。適切なプライバシー保護がなければ、個人情報不適切に利用される可能性を持っている。
データの質	民間企業等が収集したビッグデータは、統計的な分析に用いるには一部の情報が欠落している場合がある。また、データの信頼性や正確さも問題となる場合がある。
技術的な課題	ビッグデータを適切に処理、分析するためには高度な技術が必要となる。また、大量のデータを管理、保管するためのインフラも必要となる。
法律や規制	データの収集、利用、共有に関しては、国や地域、業種・業界によって法律や規制が異なる。これらの法律を遵守しながらデータを利用する必要がある。
バイアス	ビッグデータには、データを収集する過程で生じるバイアスが含まれる可能性がある。これにより、結果の解釈が歪んだり、誤った結論を導く可能性がある。

4.3.4 当委員会の取り組み方針

すでに相当の公的統計において活用が広がっているように、迅速・詳細に社会情勢が把握できるビックデータ等の活用は今後一層進展するものと思われる。ビッグデータにまつわる諸課題に対しても技術の発達により徐々に改善、解決されていくものと思われる。既にJMR A会員社のデータが公的統計に活用されるなど、公的統計へのビッグデータ利活用を推進する機関として健全かつ効果的に活用がひろがるよう主体的にこの課題に取り組んでいく。具体的には「民間事業者等が保有するデータの質、バイアスの説明・共有」、「バイアスを前提とした公的統計への活用方法の研究」、「データの取得・利活用を推進するうえで阻害要因になっている規制・法令」等をテーマとした情報発信、講演会・研修会などの実施をとおして貢献していきたいと考えている。

【参考 HP・文献】

総務省「統計制度の企画・立案等／統計整備」

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/seibi.htm#example

水野貴之(2024)「経済や社会で活用可能なシンセティックビッグデータ」『月刊統計』, 24年3月号, pp.4-11.

瀧俊雄(2024)「金融データの連携が生む社会的価値」『月刊統計』, 24年3月号, pp.21-28.

渡辺努・辻中仁士他(2022)『入門オルタナティブデータ 経済の今を読み解く』
日本評論社